

松本広域連合 広域計画

期間:令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)

(原案)



松本広域連合

Matsumoto Region Union

目 次

広域計画の改定にあたり	1
1 はじめに	1
2 松本広域連合の沿革	1
3 松本地域の概要	3
4 松本地域を取り巻く環境の変化	5
5 広域計画	10
1 松本地域の広域行政の推進に関する事	13
2 松本地域ふるさと基金事業の実施に関する事	16
3 広域的な観光振興に関する事	18
4 旧伝染病舎跡地の管理に関する事	24
5 消防に関する事（消防団に関する事並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事を除く。）	25
6 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事	30
7 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事	32
8 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事	34
9 調査研究に関する事	35
10 広域計画の期間及び改定に関する事	36
資料編	37



広域計画の改定にあたり

1 はじめに

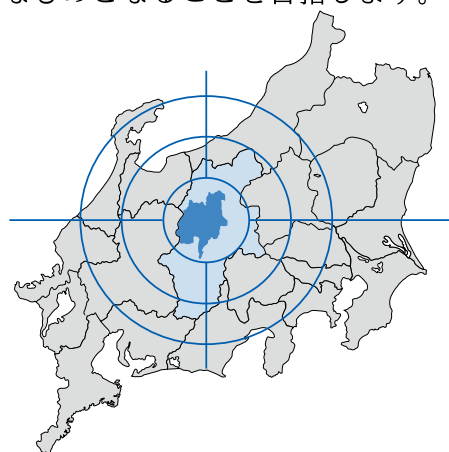
松本市、塩尻市、東筑摩郡及び南安曇郡の19市町村（以下「関係市町村」という。）は、「現在の一部事務組合をゆるやかに広域連合へ移行する」という基本方針のもと、十分な論議を重ねて共通の認識に立ち、松本地域の一体的な発展を目指して松本地域広域行政事務組合を解散し、平成11（1999）年2月1日に松本広域連合（以下「広域連合」という。）を設置しました。

松本地域は、長野県の中央に位置し、“日本の屋根”といわれる北アルプスが眺望できる美しく豊かな自然と、国宝松本城をはじめとする豊富な歴史文化資産に恵まれ、長野県における経済、文化の中心的役割を担っています。

そのような中、広域連合は、広域消防や介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づくそれぞれの認定審査会の運営など、松本地域の人々の生活に極めて密接な事業を行っていることなどから、取組みを通じ松本地域の連帯意識がより強固なものとなることを目指します。

○事務所の位置

長野県松本市波田4417番地1	
■ 北緯	36度11分55秒
■ 東経	137度51分28秒
■ 海拔	679メートル



2 松本広域連合の沿革

(1) 広域行政機構

昭和46（1971）年に関係市町村は、国の広域市町村圏振興整備措置要綱に基づき、松本地域広域市町村圏として県知事の指定を受けて松塩筑南安広域市町村圏協議会を設置し、「アルプスの見える豊かな郷土」の建設に向け、松本地域の一体的な発展を図るために松本地域広域市町村圏計画を策定しました。

昭和52（1977）年に松塩筑南安広域市町村圏協議会を引き継いで設立された松塩筑南安広域行政事務組合は、昭和63（1988）年に松本地域広域行政事務組合と名称を改め、平成11（1999）年2月に広域連合へと移行しました。

(2) 松本地域ふるさと市町村圏

国は、平成元（1989）年度からふるさと創生及び多極的分散型国土の形成を促進するため、地域の自立的な発展が見込まれる広域市町村圏の中からふるさと市町村圏の選定をしてきました。

松本地域は、平成元年6月に全国で最初の23モデル圏域の一つとして選定され、地域の総合的かつ重点的な振興整備を図るため、松本地域ふるさと市町村圏計画（以下「ふるさと市町村圏計画」という。）を策定するとともに、平成元年度及び2年（1990）度の2年間でふるさと市町村圏基金を造成し、基金の運用益を活用して広域にわたる多様な地域づくりを進めてきました。

ふるさと市町村圏計画は、松本地域を総合的に振興するための指針としての役割を持ち、その策定に当たっては、国や県の計画、関係市町村の計画や広域計画などとの整合を図り、関係市町村と広域連合が果たすべき役割等を定めてきました。

国は、平成21（2009）年3月31日をもって、地域の振興整備を図り、行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策を、当初の役割を終えたものとして廃止し、今後の広域連携は、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議によることとしました。

これを受けて、広域連合は、平成21年度に松本地域広域行政圏施策の今後の在り方について協議し、次のとおり基本方針を決定しました。

ア 松本広域行政圏及び広域連合の在り方

当分の間、従来どおりの枠組み等を維持する。

イ ふるさと市町村圏計画

ふるさと市町村圏計画は、第4次計画をもって終了し、第5次計画を策定しない。

ウ 松本地域ふるさと市町村圏基金及び松本地域ふるさと基金（以下「基金」という。）に基づく事業

当分の間、基金を存続し、従来どおりソフト事業を実施していく。

(3) 広域連合と関係市村

関係市町村数は、市町村合併により広域連合発足時の19市町村から松本市、塩尻市、安曇野市並びに東筑摩郡の麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村の5村（以下「関係市村」という。）の8市村となりました。

広域連合は、地方分権の進展に伴い、地方が担う役割が今まで以上に大きくなる中で、関係市村におけるそれぞれの伝統や特性を尊重し、市村の枠を越えて多様化、広域化及び高度化する地域住民のニーズに適切かつ効率的に対応するとともに、国が進めている行財政改革や松本地域内で進められてきた市町村合併などを踏まえ、足腰の強い広域行政システムの構築に努めています。



3 松本地域の概要

(1) 地 勢

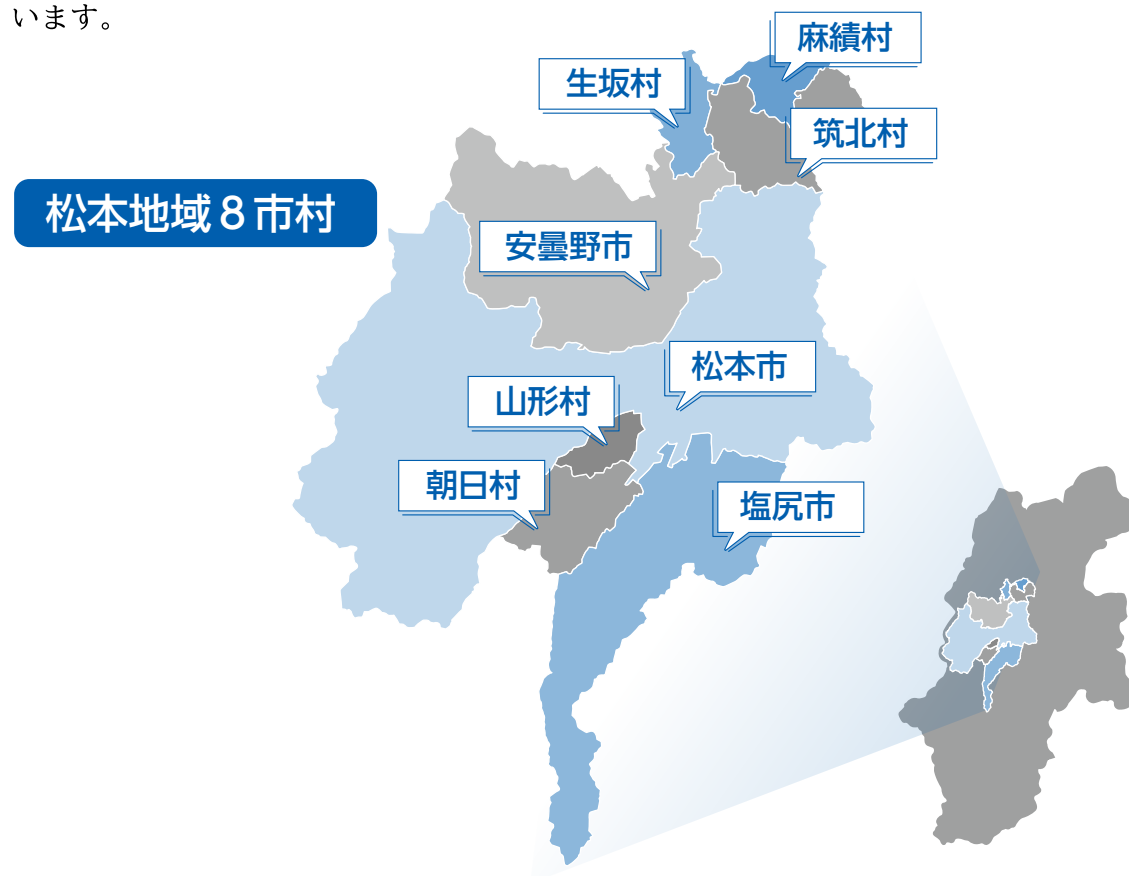
松本広域は、長野県のほぼ中央に位置し、東西に 52 km、南北に 73 km、総面積約 1,869 km²と、長野県の総面積の約 14%にあたる広範な面積を占めています。西に標高 3,190 mの奥穂高岳、3,180mの槍ヶ岳等、日本の屋根といわれる北アルプス連峰、東は八ヶ岳中信高原国定公園に属する美ヶ原、鉢伏山、高ボッチ高原、北に聖山高原、南に鉢盛山など、四方を美しい山々に囲まれ、盆地を形成しています。

恵まれた自然環境を潤す幾つかの河川は、西から梓川、南から奈良井川、鎖川、東から田川、薄川、女鳥羽川、北からは烏川と合流した穂高川と高瀬川、さらに会田川、麻績川がこの盆地で一つとなり、大きく犀川となって日本海に注いでいます。

これらの河川により形成された扇状地が松本平と安曇平であり、豊かな自然の恵みをもたらしています。

気候は、位置と地形の関係上から、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示しており、寒暖の差が大きく、空気は乾燥して澄み、四季の変化に富んでいます。

標高は、松本平から安曇平の比較的平坦な農業地帯が、安曇野市の 540m から塩尻市の 713m に及び、筑北地域は、519mから 1,400mの変化に富んだ農林業地帯を形成しています。



(2) 関係市村の面積及び人口

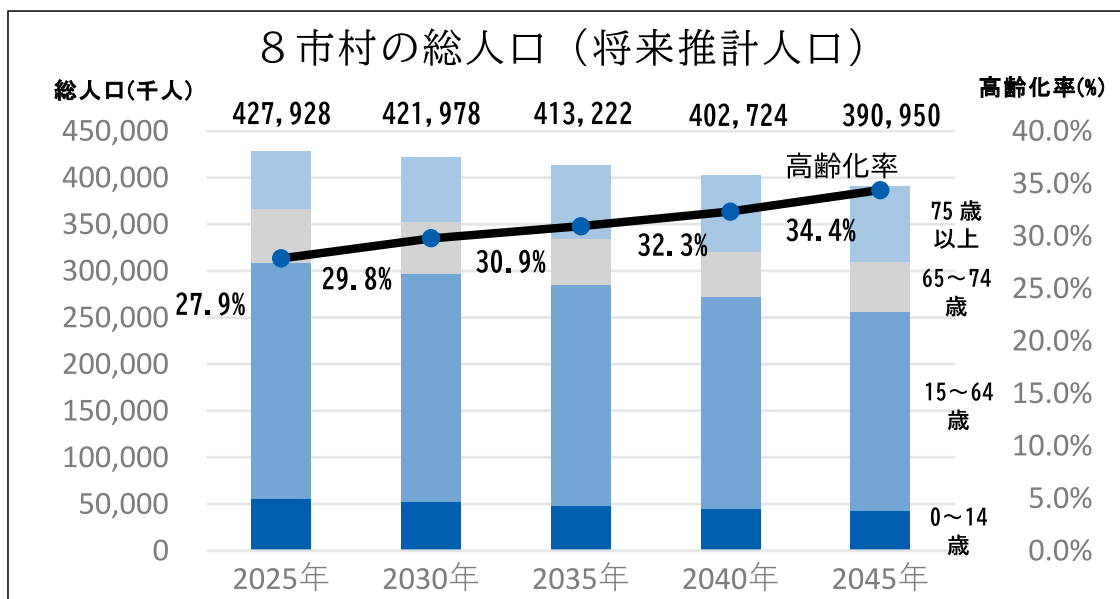
■関係市村（3市5村）

市村名	面積 (km ²)	人 口 (人)			世帯数	人口密度 (人/km ²)
		総数	男	女		
松本市	978.47	238,888	117,211	121,677	106,489	244.1
塩尻市	289.98	66,472	33,294	33,178	28,590	229.2
安曇野市	331.78	93,366	45,014	48,352	37,463	281.4
麻績村	34.38	2,429	1,150	1,279	917	70.7
生坂村	39.05	1,601	799	802	670	41.0
山形村	24.98	8,274	4,045	4,229	3,048	331.2
朝日村	70.62	4,130	2,021	2,109	1,477	58.5
筑北村	99.47	3,968	1,952	2,016	1,666	39.9
計	1,868.74	419,128	205,486	213,642	183,320	224.3

※面積：令和5年全国都道府県市区町村別面積調（ただし、塩尻市については、境界未定部分がある。）

※人口及び世帯数：令和5年3月1日現在の長野県毎月人口異動調査結果

■松本広域連合の将来推計人口



高齢化率※65歳以上が総人口に占める割合

年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	56,153	52,169	48,091	44,920	42,263
15～64歳	252,510	244,151	237,336	227,571	214,236
65～74歳	57,891	56,751	49,274	48,687	53,425
75歳以上	61,374	68,907	78,521	81,546	81,026
総人口	427,928	421,978	413,222	402,724	390,950
高齢化率	27.9%	29.8%	30.9%	32.3%	34.4%

(図表の出典：国立社会保障・人口問題研究所：将来推計人口（平成30年推計）より作図）



4 松本地域を取り巻く環境の変化

(1) 少子・高齢化と人口減少の急速な進行¹

我が国の出生数は急速に減少しており、厚生労働省は、平成27(2015)年に100.6万人であった年間出生数が令和4(2022)年は80万人を下回ったことを発表しました。これは、国の将来推計より、11年早いペースで少子化が進行した結果を示していて、深刻さが増す一方、世界に先行して急速に高齢化が進展し、65歳以上人口の割合は世界で最も高くなっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(令和5年推計)」によると、総人口は50年後に現在の7割に減少し、65歳以上人口がおよそ4割を占め、前回(平成30(2018)年)推計よりも出生率は低下するものの、平均寿命が延伸し、外国人の入国超過増により人口減少の進行はわずかに緩和しますが、引き続き、少子・高齢化は進む見通しです。

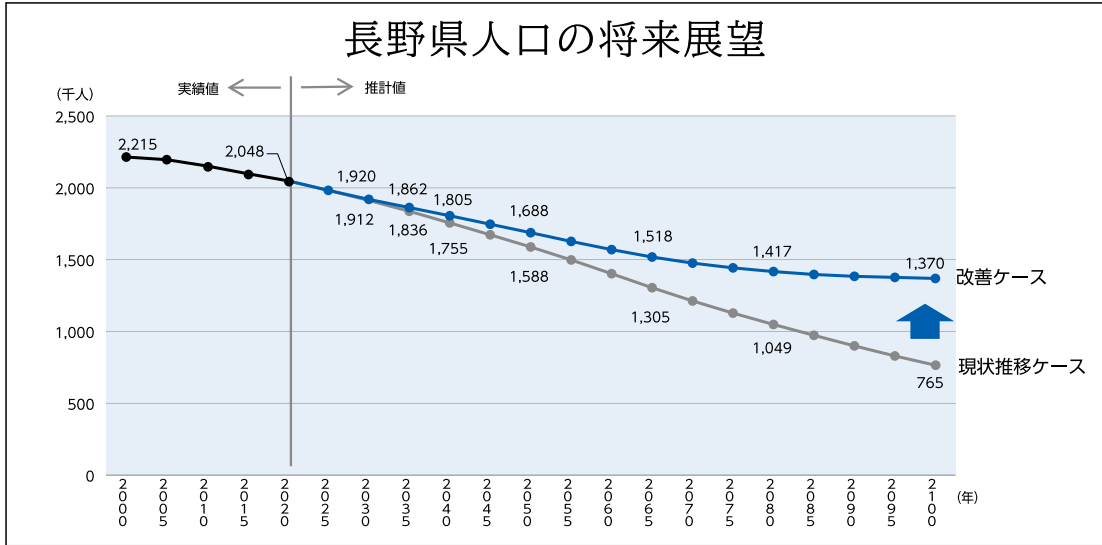
長野県の出生数は平成19(2007)年以降減少が続き、令和3(2021)年は12,514人と過去最少を更新しています。20年前と比較すると約4割減少するなど少子化に歯止めがかかっていません。総人口は、平成12(2000)年の221.5万人をピークに減少が続き、令和4(2022)年には202.1万人となっています。総人口が急速に減少する中、長野県の65歳以上人口の割合は、令和4(2022)年に32.8%となり超高齢社会となっています。

また、令和7(2025)年には団塊の世代が全員75歳以上となることから、高齢化が一層進行する見込みです。人口減少の進行に伴い、医療・福祉、農林業をはじめ各産業分野における担い手不足、利用者減少等による地域公共交通の維持困難、社会保障制度の持続可能性低下等、様々な課題が深刻化することが懸念されます。

松本地域においても地域社会の持続的な維持・発展に向け、少子・高齢社会に対応し、歯止めをかける取組みとともに人口減少下にあっても活力を維持・向上するための取組みが求められます。

¹ しあわせ信州創造プラン3.0(令和5(2023)年3月長野県)の一部を引用

長野県人口の将来展望



推計に当たっての仮定

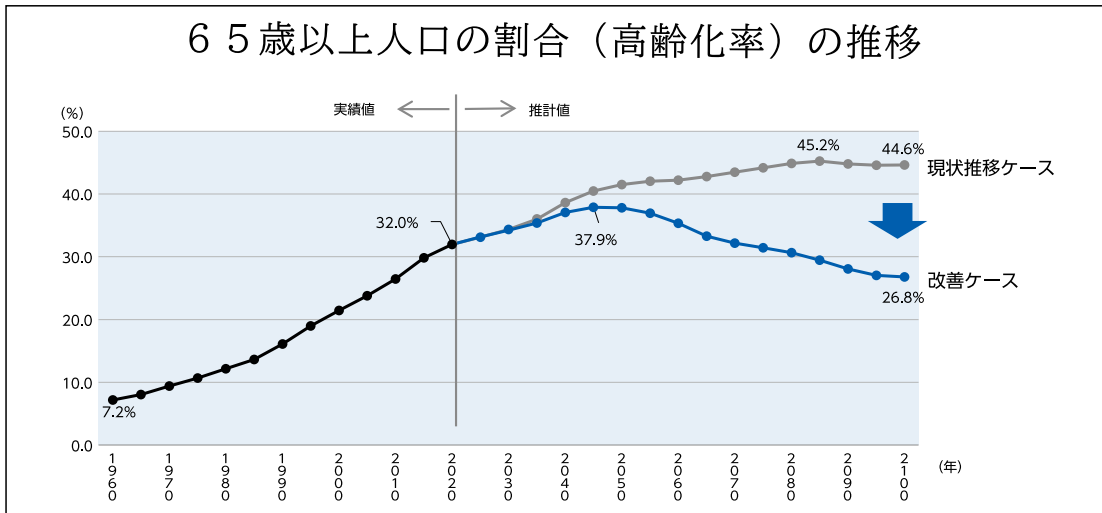
現状推移ケース：合計特殊出生率や社会増減について現状の傾向が続くと仮定（社人研準拠）

改善ケース：合計特殊出生率について2027年に1.61（県民希望出生率）、2040年に2.07（人口置換水準）に上昇し、2025年に社会増減が均衡すると仮定

出典：2020年までは国勢調査（総務省）、2025年以降は長野県企画振興部推計

※出典：しあわせ信州創造プラン 3.0（令和 5(2023)年 3 月長野県）

65歳以上人口の割合（高齢化率）の推移



出典：2020年までは国勢調査（総務省）、2025年以降は長野県企画振興部推計

※出典：しあわせ信州創造プラン 3.0（令和 5(2023)年 3 月長野県）



(2) 東京一極集中から地方分散への動き²

東京圏への転入超過の傾向は継続しており、東京一極集中の是正には至っていないものの、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワークが急速に普及したことや大都市への過度な集中のリスクが再認識されたことから、地方で暮らすことへの関心の高まりや、首都圏企業の地方移転の動きがみられるようになってきました。

長野県の人口移動をみると、平成13（2001）年以降は転出超過が続いていましたが、地方回帰の流れを背景に令和4（2022）年から転出の超過幅が大幅に縮小し、令和4年には22年ぶりの社会増となりました。一方、依然として20代前半を中心とした若者の転出超過が多く、特に同年代の女性の転出超過が目立つことから、移住や二地域居住等の推進、企業の県内立地の促進等により、地方回帰の流れを確かなものにしていくことが必要です。

(3) 気候変動への対応や持続可能な社会の実現に向けた動き³

世界各地での豪雨や猛暑等、地球温暖化に起因するとされる気候変動の影響を背景に、世界各国で2050年までの温室効果ガス実質ゼロを目指す動きが加速しています。また、平成27（2015）年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す国際目標として世界各国で達成に向けた行動が進むほか、ESG（環境・社会・企業統治に配慮した）投資の拡大を背景に企業活動における環境対策や人権尊重の重要性が一層高まっています。

松本地域においても持続可能な社会の実現に向けて、地域住民・企業・行政等のあらゆる主体とのパートナーシップで取組みを進めることが必要です。

(4) 自然災害や感染症等の脅威⁴

近年、大規模な豪雨災害や土砂災害が全国的に多発しており、長野県でも令和元（2019）年東日本台風が大きな被害をもたらしました。こうした激甚化・頻発化する豪雨災害に加え、今後発生が予測される南海トラフ等の巨大地震等、大規模災害の脅威がこれまで以上に高まっています。加えて、高度経済成長期に数多く整備された公共インフラの急速な老朽化が見込まれ、維持管理・更新が大きな課題となっています。今後の災害に備え、ハード・ソフト両面から対策の強化が必要です。

令和元（2019）年12月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界的な大流行となり、感染者の増加による医療提供体制のひっ迫に加え、人やモノの移動制限等により社会経済活動に甚大な影響をもたらしました。

^{2,3,4} しあわせ信州創造プラン 3.0（令和5（2023）年3月長野県）の一部を引用

今後は、松本地域においても新型コロナウイルス感染症による社会状況の変化等、アフターコロナに対応した取組みが求められます。

(5) 激変する国際情勢⁵

グローバル化やデジタル技術の進展に伴いサプライチェーンが発達し、世界経済は相互依存関係を深めながら発展を続けてきました。一方、近年ではグローバル化に逆行する動きとして、米国や欧州など世界各国における保護主義的な動きの強まりがみられています。また、国際社会での日本の経済的地位が長期的に低下してきており、一人当たり名目GDPは平成12(2000)年の2位から令和3(2021)年の27位に、一人当たり賃金は主要先進国では増加する一方、我が国では過去30年にわたり概ね横ばいに留まっています。

こうした中で新型コロナウイルス感染症は、外国人観光客の激減といった需要の消失に加え、サプライチェーンの寸断等の新たなリスクを顕在化させました。加えて令和4(2022)年2月のロシアによるウクライナ侵攻により、国際情勢の緊張が一層高まるととともに、エネルギーや食料等の輸入資源価格が急激に高騰し、重要物資の安定供給における脅威となっています。

こうした変化に対応するため、国における外交・安全保障や経済安全保障の強化に合わせて、生産の国内回帰や調達先の分散といったサプライチェーンの強靱化や食料の安定確保に加え、今後回復が期待される訪日外国人観光客の取込みなどを進めていくことが必要です。

(6) 社会におけるデジタル化の急速な進展⁶

近年、5G、IoT(モノのインターネット)、AI(人工知能)をはじめとするデジタル技術が急速に発展しており、国ではこうした技術の社会実装を進め、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会である「Society 5.0」(サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会)を実現していくこととしています。

(7) 社会に存在する様々な格差⁷

様々な分野における規制改革により経済の活性化が図られてきた一方で、正規雇用・非正規雇用間、男女間における所得格差や雇用格差、貧困による子どもの教育格差や

^{5,6,7} しあわせ信州創造プラン 3.0 (令和5(2023)年3月長野県)の一部を引用



学力格差等、社会の様々な場面で格差がみられています。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、支援を必要とする生活困窮者が増加したほか、自粛生活での女性の家事・育児時間の増加、DV相談件数や自殺者数の増加も全国的に課題となりました。感染者や医療従事者等への偏見や差別の発生、対面の制限等による人とのつながりの希薄化や孤独・孤立の深刻化といった新たな課題も生じています。

さらに、障がい者、外国人、LGBT等の性的マイノリティに対する偏見や差別といった課題は依然として存在しています。格差の拡大・固定化、連鎖を防ぐとともに、性別、国籍、障がいの有無といったことにかかわらず、誰にとっても居場所と出番がある公正な社会づくりを進めていくことが求められます。

(8) ライフスタイルや価値観の多様化⁸

近年、テレワークや副業・兼業といった柔軟な働き方、二地域居住への関心の高まりなど、人々のライフスタイルは一層多様化しています。加えてデジタルネイティブ世代（いわゆるZ世代）が社会人となり始めるなど、新しい価値観を持つ世代が社会の主役になりつつあります。

また、物質的な豊かさが一定程度達成される中で、生活の質やゆとりある暮らしを重視する傾向が高まっており、しあわせや豊かさに関する価値観も多様化しています。人生100年時代を本格的に迎える中、変化の激しい時代に柔軟に対応していくためには、いつでも学び直すことができ、転職や起業、新しい分野への挑戦を選択できる社会が求められています。ライフステージや自らの価値観に応じた多様な働き方や暮らし方を選択できることや、挑戦や失敗（トライアルアンドエラー）を許容し、多様性を認め合う社会づくりが必要です。

⁸ しあわせ信州創造プラン 3.0（令和5(2023)年3月長野県）の一部を引用

5 広域計画

広域計画は、地方自治法の規定に基づき、関係市村や住民に対して広域連合が掲げる事務処理の方針や目標を示すための計画です。

新たな広域計画は全10項目で構成し、前広域計画の点検・評価・検証、見直しをするとともに松本地域を取り巻く社会情勢の変化や国及び県の動向に配慮した計画となっています。

また、全世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、広域計画の各項目とSDGsとの関連付けを行い、持続可能な地域づくりの実現に努めることとしています。



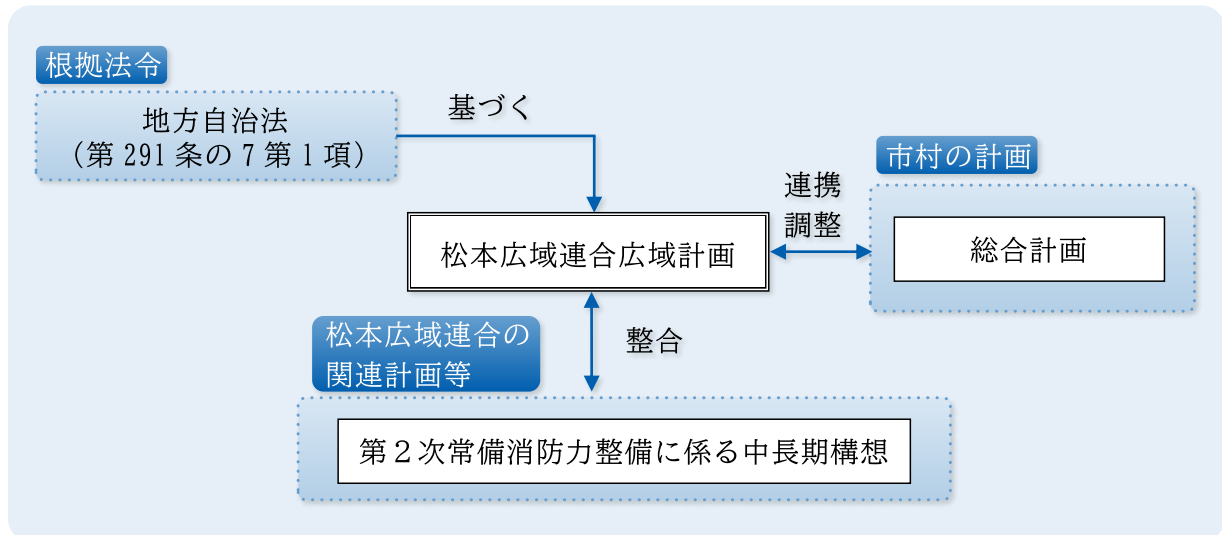
【策定等の経過】

策定年月	計画期間	策定経過
平成11年11月	平成11年度 ～ 平成15年度	発足に伴う策定
平成16年2月	平成16年度 ～ 平成20年度	計画期間終了に伴う全部改定
平成18年7月	～ 平成20年度	規約変更等に伴う一部変更
平成21年2月	平成21年度 ～ 平成25年度	計画期間終了に伴う全部改定
平成22年7月	～ 平成25年度	広域行政圏施策の廃止及び規約変更等に伴う一部変更
平成24年7月	～ 平成25年度	規約変更等に伴う一部変更
平成26年2月	平成26年度 ～ 平成30年度	計画期間終了に伴う全部改定
平成29年11月	～ 平成30年度	規約変更等に伴う一部変更
平成31年2月	平成31年度(2019年度) ～ 平成35年度(2023年度)	計画期間終了に伴う全部改定



広域連合は、国の広域行政圏施策の廃止に伴い、ふるさと市町村圏計画を第4次計画で終了しましたが、その理念等を広域計画に位置付けることとしました。

【広域計画の位置付け（関係図）】

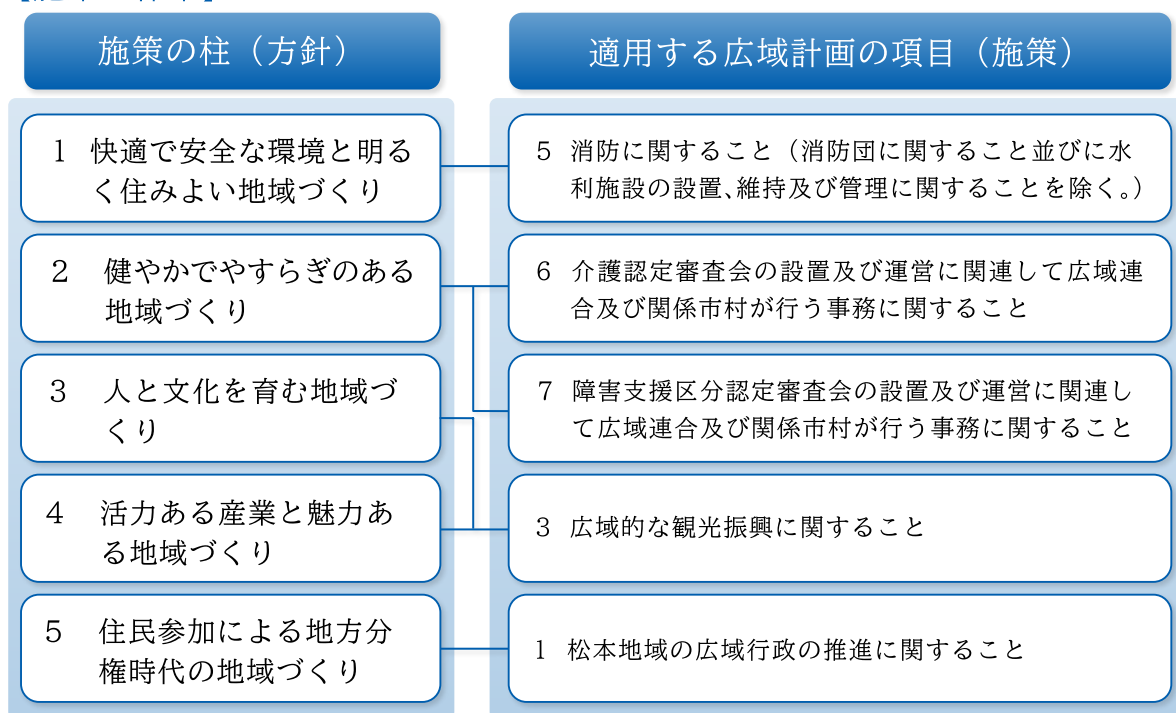


次の表に掲げる基本理念を指針として、この広域計画に基づき松本地域の将来像の実現に向け、関係市村と連携しながら事務事業を推進していきます。

【松本地域の将来像】

基本理念	アルプスに象徴される美しく豊かな自然を守り育てながら、 やさしさと豊かさにあふれ、 ゆとりと希望に満ちて発展するふるさとづくり
松本地域の将来像	アルプスの風さわやかに やさしく豊かに伸びゆくふるさと
施策の柱	1 快適で安全な環境と明るく住みよい地域づくり 2 健やかでやすらぎのある地域づくり 3 人と文化を育む地域づくり 4 活力ある産業と魅力ある地域づくり 5 住民参加による地方分権時代の地域づくり

【施策の体系】



・ 下 支 推 進	1	松本地域の広域行政の推進に関する事	体制・制度整備
	2	松本地域ふるさと基金事業の実施に関する事	基金運用
	8	職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事	人材育成
	9	調査研究に関する事	技術・知見の活用

（その他：4 旧伝染病舎跡地の管理に関する事、10 広域計画の期間及び改定に関する事）



1

松本地域の広域行政の推進に関すること



(1) 経緯

昭和46年に松本地域広域市町村圏の指定を受けて松本地域広域市町村圏計画を策定し、「アルプスの見える豊かな郷土」の建設に向け、松本地域の一体的な発展を図ってきました。

平成元年には、国のふるさと市町村圏の選定を受けてふるさと市町村圏計画を策定し、この計画に基づいて、平成5年4月の広域常備消防体制の整備や平成11年2月の広域連合への移行等の事業の展開を図ってきました。

また、県、関係市町村及び一部事務組合は、この計画に定められた内容に沿って交通体系の整備や個性ある地域づくりを進め、広域連合は、広域消防体制の充実や松本地域の一体感を醸成するソフト事業に取り組むとともに、県や他の広域連合等と関係市町村との広域的な課題についての連絡調整を行ってきました。

(2) 現状と課題

松本地域では、超少子高齢型人口減少社会への対応や行財政改革の推進などのために「平成の大合併」が進み、広域連合の関係市町村数も、発足時の19市町村から、平成21年度末には8市村となりました。

また、交通網の整備や情報通信手段の発達・普及等により、地域住民の生活圏が関係市村の枠を越えて拡大したことにより、広域的な地域づくりや施策に対する行政需要が高まっています。

国は、従来の広域行政圏施策を平成20年度末に廃止し、「定住自立圏構想」の推進を掲げ、さらに平成26年に「連携中枢都市圏構想」を打ち出し、新たな広域連携の仕組みを推進しています。

(3) 今後の方針と施策

関係市村の連携及び国や県等と関係市村の連携のさらなる強化を図るとともに、住民本位の効率的で質の高い行政サービスを提供するため、規模や地理的条件等が異なる関係市村の事務事業の共同処理等を通じ、広域行政の推進に努めていきます。

また、令和6年度から向こう5年間の事務処理に当たっては、以下に示す「本計画で注力する取組方針（5本柱）」を設定し、広域計画に紐づく松本広域連合の関連個別計画や施設総合管理計画、重点事務事業、実施計画において実践していきます。

【広域行政のあり方と施策展開の基本的な考え方】

<p>広域連合 (特別地方公共団体) の意義</p>	<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が処理すべき公共事務には、狭域で実効的・効率的に処理することが性質上困難なものがある。 ・情報化、経済活動のグローバル化、高齢化、人口減少、住民ニーズの多様化等の昨今の社会的要因により、狭域で実効的・効率的に処理することが困難な事務は量・質ともますます増加している。 ・地方公共団体は規模や地理的条件等が異なり、住民に一律の行政サービスを提供する上で実効的・効率的に処理することが困難なものがある。 <p>解決方法</p> <p>このような個々の地方公共団体が狭域で公共事務を処理することの困難さを解決するための手法の一つが「広域連合」で、基礎的な地方公共団体より広域の地方公共団体を形成して事務を分担または、包括的・総合的に処理することで、事務の実効的・効率的な事務の推進を図る。</p> <p>設置目的</p> <p>多様化した広域行政需要に適切かつ実効的・効率的に対応するとともに、国や県からの権限委譲の受け入れ体制を整備する。</p>
------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>広域計画 の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合は、広域連合の議会の議決を経て広域計画を策定する。 ・広域連合のみならず広域連合を組織する地方公共団体も、広域計画に基づき事務を処理しなければならない。 ・広域連合の長は広域連合の議会の議決を経て、広域連合を組織する地方公共団体に対し、広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告でき、広域計画に係る事務の処理のため必要がある場合、規約の変更を要請できる。 	<p>地方自治法 291条の7 291条の3 第7項</p>
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------

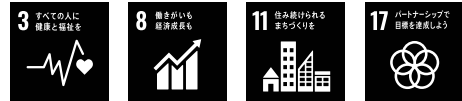
<p>広域計画 の趣旨</p>	<p>広域計画は、広域連合が広域的な行政需要に適切に対応し、総合的かつ計画的に施策を実施していくことを目的としており、広域連合の制度の根幹をなすもので、その内容は、社会経済情勢、住民の行政需要、国の政策等に沿ったものとする必要がある。</p>
---------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



予 算	<p>(事業経費に充てる収入)</p> <p>一般会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市村の負担金 ・ 事業収入 ・ 国及び県の支出金 ・ 地方債 ・ その他 <p>特別会計(基金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の運用益 ・ 基金の取崩し 	松本広域 連合規約 18条
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------

事業展開 の基本的な あり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の行政サービスの基礎的な事務を「共同処理」することで、多角的な事務処理を通じて幅広い行政目的を達成する。 ・ 共通性・専門性の高い事務や広域にわたる重要な課題に対し、柔軟で広域行政の中長期的な視点で「スケールメリットを活かした取組み」を展開することで幅広い行政目的を達成する。
----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

本計画で 注力する 取組方針 (5本柱)	<ol style="list-style-type: none"> 1 財源の確保 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 手法：国・県等の予算確保や企業・大学研究機関といった外部活 力の積極的な活用 2 予算の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 手法：事業の定期的な点検・評価による効果測定を用いた見直し ・削減の実施 3 事務の実効性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 手法：有効なDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 及び人材育成の充実 4 関係市村の連携及び国や県等と関係市村の連携のさらなる強化 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 手法：関係市村や国・県との意見交換機会等の積極的な場の設置 5 イニシアティブを発揮した域内で展開する事業の波及効果の促進 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 手法：関係市村の先進・優良事例の調査及び水平展開
-------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



(1) 経緯

平成元年のふるさと市町村圏の選定に伴い、平成元年度と2年度の2年間で、関係市町村の出資及び県の助成により10億円の松本地域ふるさと市町村圏基金を造成しました。

広域連合は、その基金の運用益を原資として、関係団体と協力しながら、松本地域の活性化やイメージアップを図るための事業を展開し、地域振興に努めてきました。

その後、平成20年度の国の広域行政圏施策の廃止に伴い、平成21年度に松本地域ふるさと市町村圏基金の名称を松本地域ふるさと基金と改め、当分の間、この基金を存続し、ソフト事業を従来どおり実施していくこととしました。

(2) 現状と課題

基金を造成してからの数年間は、高金利に支えられて積極的な事業展開が可能でしたが、その後の度重なる金利の引き下げにより、基金の運用益が大幅に減少しています。

平成14年度のペイオフ解禁以降は、安全かつ有利な国債等の購入により基金の運用益の確保に努めてきましたが、この運用益を主な財源とするソフト事業の継続は、極めて厳しい状況にあります。

そのような中、事業の実施に当たっては、令和元年度に松本広域連合松本地域ふるさと基金条例を改正し、必要に応じ基金の一部を取崩し財源に充てることができるようになりました。

このような背景に加え、広域連合が実施する広域的観光事業等の基金事業については、その事業効果が松本地域全体の活性化に寄与することが求められることから、将来的な財源や実施する事業内容を踏まえた基金のあり方について、関係市村と十分なコンセンサスを図りながら検討していく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

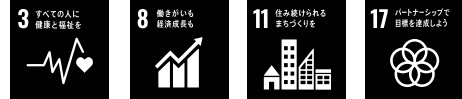
今後も低金利による基金運用益の減少が見込まれることから松本地域の振興整備のため、基金の運用益等の財源確保に一層努めるとともに、事業の定期的な点検・評価による効果測定を踏まえた見直し及び削減の検討を行います。



また、関係市村及び関連団体と連携を図りつつ、広域連合としての組織的な強みを活かし、広域的な観光振興を中心とした事業を効率的かつ計画的に推進するとともに将来を見据えた事業全体のあり方を検討してまいります。

施策

- ・ 持続可能な基金運用の推進
- ・ 効率・効果的な基金事業の推進
- ・ 将来を見据えた事業全体のあり方を検討



(1) 経緯

日本の屋根といわれる標高 3,000m級の北アルプスの麓に広がるこの松本地域は、貴重な歴史遺産や、雄大な自然、水と緑に囲まれた日本の原風景とも言われる美しい景観、豊富な温泉等、国内外に誇れる観光資源を有しています。

これまで、広域連合では多彩な観光資源を活かし、関係市村及び関連団体と協力しながら広域的観光事業に取り組んできました。さらに、平成30年度からは「広域的な観光振興」を広域連合の処理する事務として規約上明確に位置付け、旅行者の回遊性向上や滞在時間延長を目指した事業を推進しています。

松本地域への更なる観光誘客のため、関係市村が相互に魅力を高め合う広域的な観光振興が改めて期待されています。

(2) 現状と課題

人口が減少し、少子高齢化が進む中、交流人口・関係人口の拡大は地域の活力の維持・発展に不可欠で、国も観光を成長戦略の柱、地域活性化の切り札と位置付け、観光を通じた国内外との交流人口の拡大の重要性が増しています。

今後は、観光立国推進基本計画の改定(令和5年3月31日閣議決定)を受け、世界的潮流である持続可能な観光や自然・文化・アクティビティに対する観光需要の高まり、新型コロナウイルス感染症流行禍を経た観光需要の変化やインバウンドの回復等にスピード感をもって柔軟かつ集中的に対応することが求められます。

他方、当地域においては、自然環境等の観光資源に共通点がある一方で、季節性、集客規模、収益環境等に多様性を有します。

広域連合は、様々な施策を展開する県や関係市村等の取組みを有機的に結びつけ観光地としての訴求力を高める周遊プランの提案等、松本地域を一つの観光圏と捉えた観光振興事業に関係市村及び関連団体と一体となって取り組む必要があります。



【数字で見る松本地域の観光地状況】

※図表の出典：長野県観光地利用統計調査（H30-R3）、
長野県外国人延宿泊者数調査（H30-R3）より作図

◆長野県と比較した松本地域の特徴

観光地延べ利用者数の特徴	観光地延べ利用者数に対する宿泊客数の割合（約25%）が全県と比較して7%ほど少ない（R3年実績）	弱み
観光消費額の特徴	一人当たりの観光消費額が全県と比較して少ない その差は、平成30年度以降毎年広がり続け、 直近の令和3年度で最大340円全県より少ない	弱み
	一人当たりの宿泊消費額が全県と比較して 1,200円ほど多い（R3年実績）	強み
外国人宿泊者数の特徴	全県が増加する12月～2月の冬期間に伸び悩む	弱み
	4～5月、10月に外国人宿泊者数が大きく伸びる	強み
	東南アジア圏 ⁹ の外国人宿泊者数に占める割合（約27%）が、全県と比較して12%ほど多い（R元年実績）	強み
	ヨーロッパ圏 ¹⁰ の外国人宿泊者に占める割合（約13%）が、全県と比較して6%ほど多い（R元年実績）	強み

■観光地延べ利用者数の推移と松本地域の特徴

【日帰り】※日帰り客/観光地の延べ利用者数（単位：千人）

	H30年	R元年	R2年	R3年
松本地域	8,412 (73%)	8,213 (73%)	4,539 (73%)	5,038 (75%)
長野県	58,735 (67%)	57,704 (67%)	34,865 (68%)	36,754 (70%)

【延宿泊】※延宿泊/観光地の延べ利用者数（単位：千人）

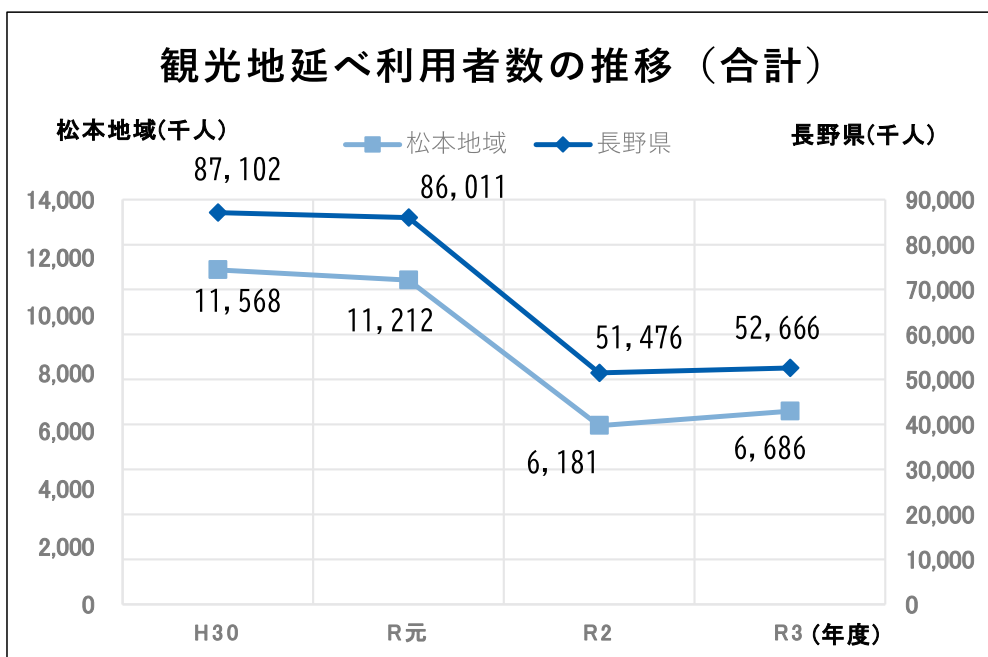
	H30年	R元年	R2年	R3年
松本地域	3,156 (27%)	2,999 (27%)	1,642 (27%)	1,648 (25%)
長野県	28,367 (33%)	28,307 (33%)	16,611 (32%)	15,912 (30%)

【合計（日帰り+延宿泊）】※観光地の延べ利用者数（単位：千人）

	H30年	R元年	R2年	R3年
松本地域	11,568	11,212	6,181	6,686
長野県	87,102	86,011	51,476	52,666

⁹ ここでは、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、インドの7か国

¹⁰ ここでは、イギリス、ドイツ、フランス、スペイン、イタリア、ロシアの6か国



■一人当たりの観光消費額の推移と松本地域の特徴

【日帰り客】 ※日帰り客の消費額/日帰り客数 （単位：円）

	H30年	R元年	R2年	R3年
松本地域	1,947	1,907	1,832	1,827
長野県	2,414	2,439	2,422	2,425

【宿泊客】 ※宿泊客の消費額/宿泊客数 （単位：円）

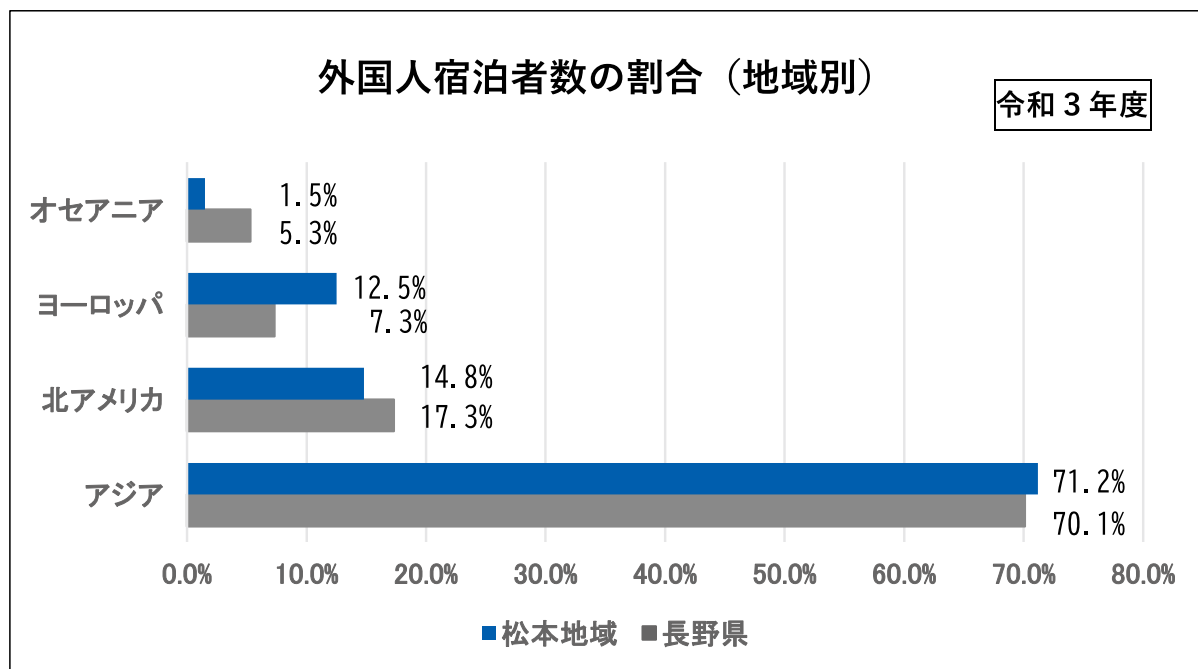
	H30年	R元年	R2年	R3年
松本地域	6,668	7,030	7,206	7,175
長野県	5,780	5,877	5,961	5,928

【合計】 ※利用者全体の消費額/利用者全体の人数 （単位：円）

	H30年	R元年	R2年	R3年
松本地域	3,235	3,277	3,260	3,145
長野県	3,510	3,570	3,577	3,485



■外国人延宿泊者数の推移と松本地域の特徴



※その他（国籍不詳含む）を除く

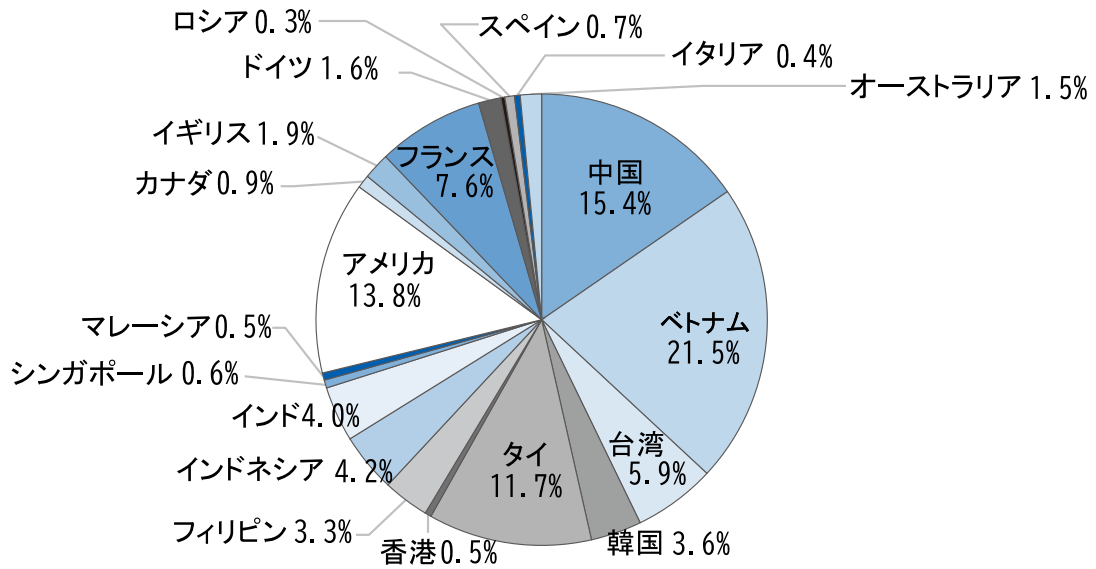
【国別宿泊者数の順位】

（単位：人泊）

年	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
R3	ベトナム 750	中国 536	アメリカ 481	タイ 408	フランス 266	台湾 205	インドネシア 147	インド [*] 138	韓国 127	フィリピン 115
R2	タイ 2,520	台湾 2,401	中国 2,146	香港 1,576	インドネシア 1,476	オーストラリア 1,292	アメリカ 1,045	韓国 661	マレーシア 530	イギリス 515
R元	台湾 45,957	タイ 22,762	中国 20,793	香港 19,748	インドネシア 10,867	アメリカ 10,761	イギリス 9,561	オーストラリア 9,466	シンガポール 9,311	フランス 7,164
H30	台湾 36,727	香港 18,277	中国 16,698	タイ 15,171	インドネシア 10,457	アメリカ 9,789	オーストラリア 8,578	韓国 6,892	イギリス 6,560	シンガポール 5,984

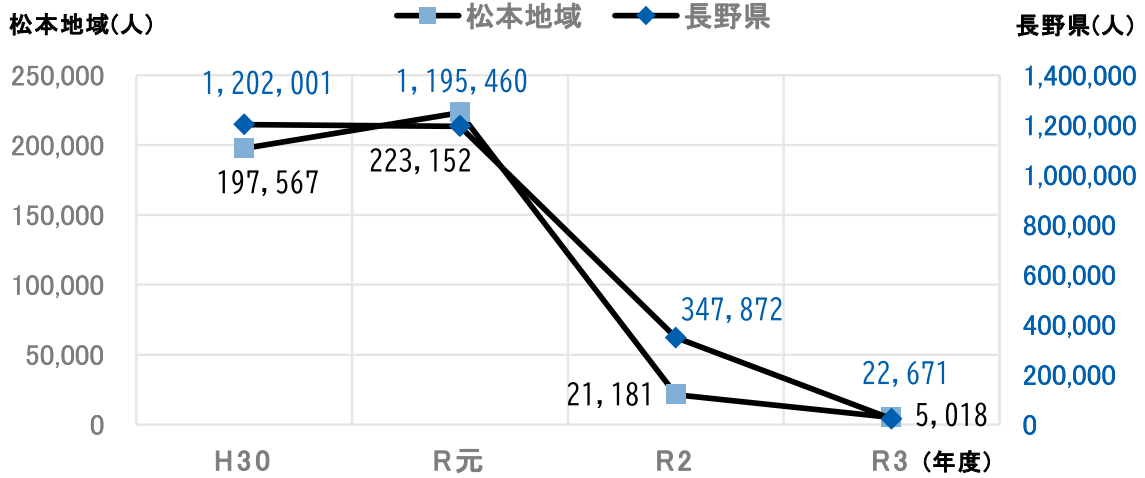
松本地域の外国人延宿泊者数割合（国別）

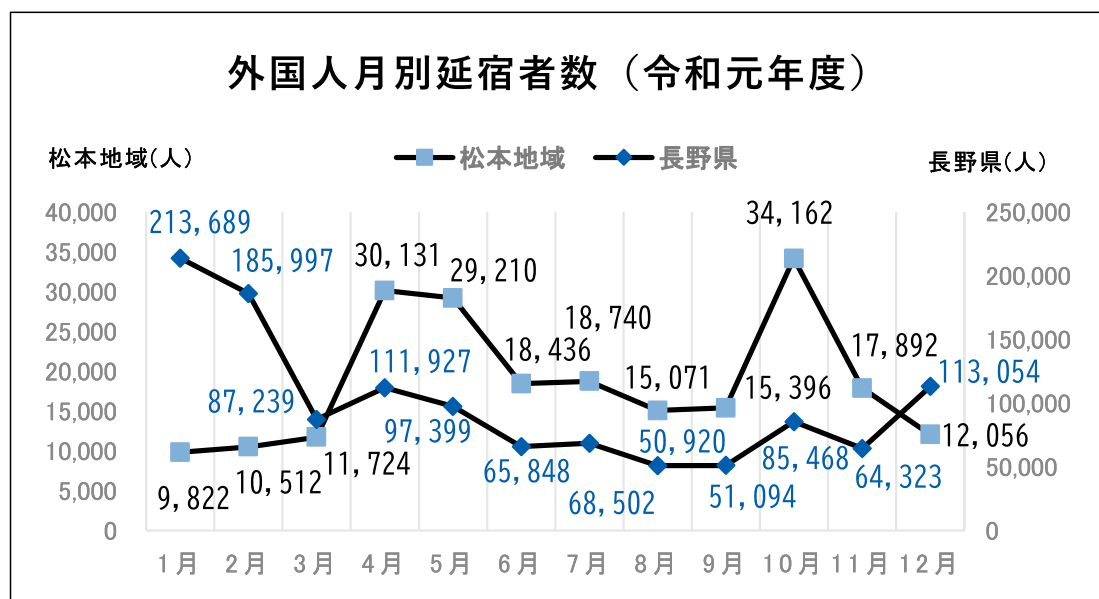
令和3年度



※その他（国籍不詳含む）を除く
 ※主な国のみ割合を掲載

外国人延宿泊者数の推移





※新型コロナウイルス感染症流行禍前の令和元年度値を記載

(3) 今後の方針と施策

広域連合の役割として、松本地域を一体とした情報発信をすることで地域の魅力をより一層高め観光振興を図ることを目指します。

そこで、地域観光情報を一体的に捉え取り組めるスケールメリットを活かし、国の動向や世界的潮流、松本地域の特徴を踏まえた観光プロモーションに関係市村及び関係団体と一体となって取り組むことで、新規層への認知拡大や市村単位での宣伝・誘客事業との相乗効果を狙うとともに、関係市村が取り組む観光客の受入体制整備に協調した取組みを展開し効果の最大化を図ります。

また、松本地域の将来を見据えた上で、より有効な観光振興のあり方も併せて検討してまいります。

施策

- ・松本地域の観光資源を活用した戦略的かつ包括的観光プロモーションの実践
- ・松本地域の将来を見据えた有効な観光振興のあり方を検討



(1) 経緯

昭和47年に伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、松塩筑南安病院組合が設置され、伝染病予防法に基づく伝染病舎の維持管理や患者への対応に努めてきました。

この間、設置及び管理運営主体は、松塩筑南安広域行政事務組合から松本地域広域行政事務組合を経て、広域連合となりました。

年 月	内 容
平成11年4月	伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務が市町村事務から県の事務となったことに伴い、土地及び建物を普通財産として管理
平成11年7月	国立松本病院及び県からの依頼を受け、土地及び建物を感染症治療施設として無償貸与（～平成13年3月末）
平成13年4月	伝染病院隔離病舎の財産処分を行い、土地及び建物を国立松本病院に無償貸与し、併せて管理を同病院へ委託（～平成18年3月末）
平成18年4月	松本病院（H16独立行政法人化）からの要望を受け、土地及び建物の一部を賃貸借契約により貸付け（～平成21年8月末）
平成23年1月	まつもと医療センター（H20組織統合）の病棟建設にあたり、土地の一部を駐車場として賃貸借契約により貸付け（～同年12月末）
平成24年4月	旧伝染病舎の建物を解体し、土地の全部を賃貸借契約によりまつもと医療センターへ貸付け

(2) 現状と課題

平成25年9月18日、まつもと医療センターの新病棟建設に伴い、公正証書による事業用定期借地権設定契約（期間：平成25年10月1日から平成55年（2043年）9月30日までの30年間）を締結しました。

平成29年3月、新病棟が完成したことにより、旧伝染病舎跡地は西棟の用地として利用されています。

(3) 今後の方針と施策

事業用定期借地権設定契約に基づき、まつもと医療センターへの土地の貸付を継続していきます。

消防に関すること

(消防団に関すること並びに水利施設の設置、維持及び管理に関することを除く。)



(1) 経緯

平成5年以前の松本地域における消防体制は、東筑摩郡10町村と南安曇郡2村が非常備の状況にありました。

松本地域広域行政事務組合は、常備消防体制の未整備地域の解消を図るとともに、松本地域19市町村を一体とした広域常備消防体制の構築に取り組み、平成5年4月1日に松本広域消防局が発足しました。これは、関係市町村のそれぞれが、財政力に応じた経費負担をすることにより、地域住民が等しく高度な消防サービスを受けることができる広域消防体制を確立した先駆的な事例として、全国的にも注目され、以来、松本広域消防局では、地域住民の安全で、安心できる暮らしを確保するため、消防体制の充実強化に努めてきました。

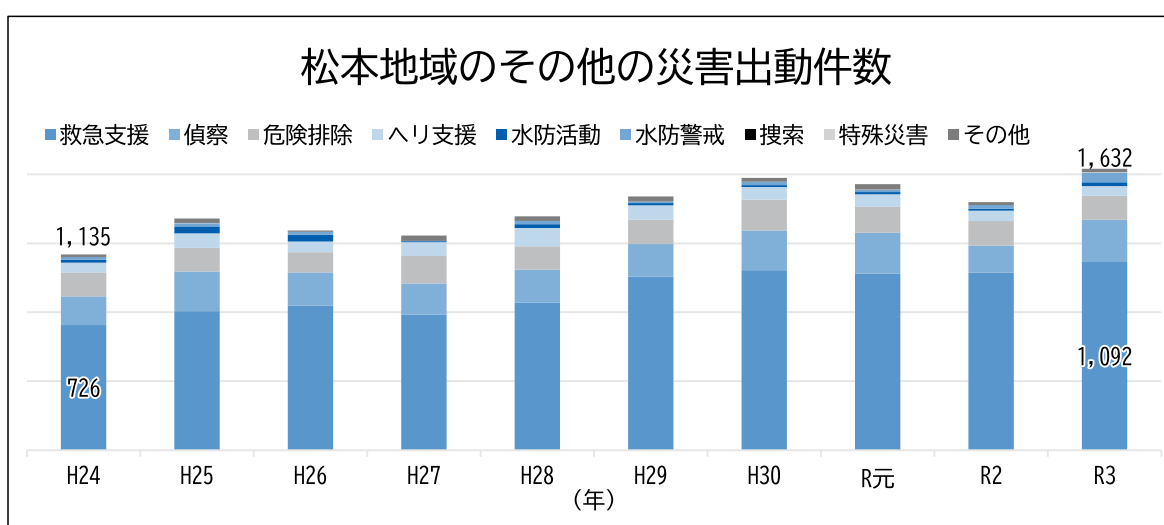
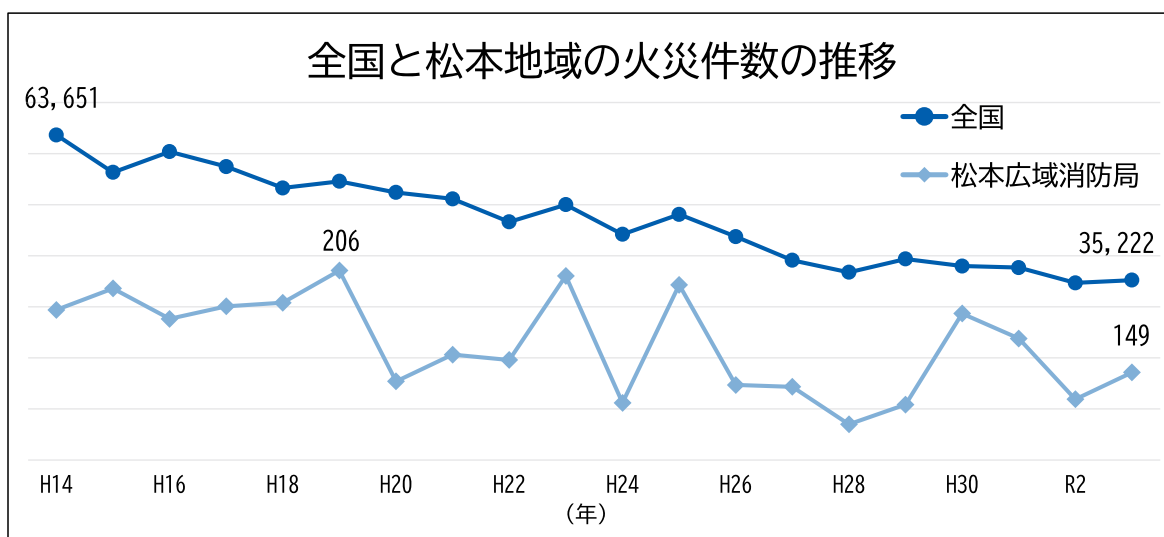
年 月	内 容
平成11年2月	広域連合へ移行
平成17年4月	木曾郡檜川村が塩尻市と合併したことに伴い、同市檜川地区の消防業務を木曾広域連合に事務委託
平成23年2月	平成20年1月に長野県が策定した「長野県消防広域化推進計画」に基づき行われた中南信地域での消防広域化の協議は、時期尚早として一旦休止
平成24年2月	「常備消防力整備に係る中長期構想」を策定 松本広域消防局の現行の常備消防力を検証するとともに、将来に向けた基本的な考え方を整理
平成30年2月	「第2次常備消防力整備に係る中長期構想」を策定 「常備消防力整備に係る中長期構想」における短中期的構想で計画した消防力整備（主にハード面を中心とした消防力強化）はおおむね完了したものの、東日本大震災の教訓、消防を取り巻く環境の変化等を鑑み、課題の整理と構想全体を見直し
令和元年度	外部調査機関により「常備消防力適正配置等」を調査
令和4年7月	「第2次常備消防力整備に係る中長期構想具現化計画」を策定
令和4年11月	職員定数条例を改正 合理的で適正な職員数を確保（定数395人→433人）

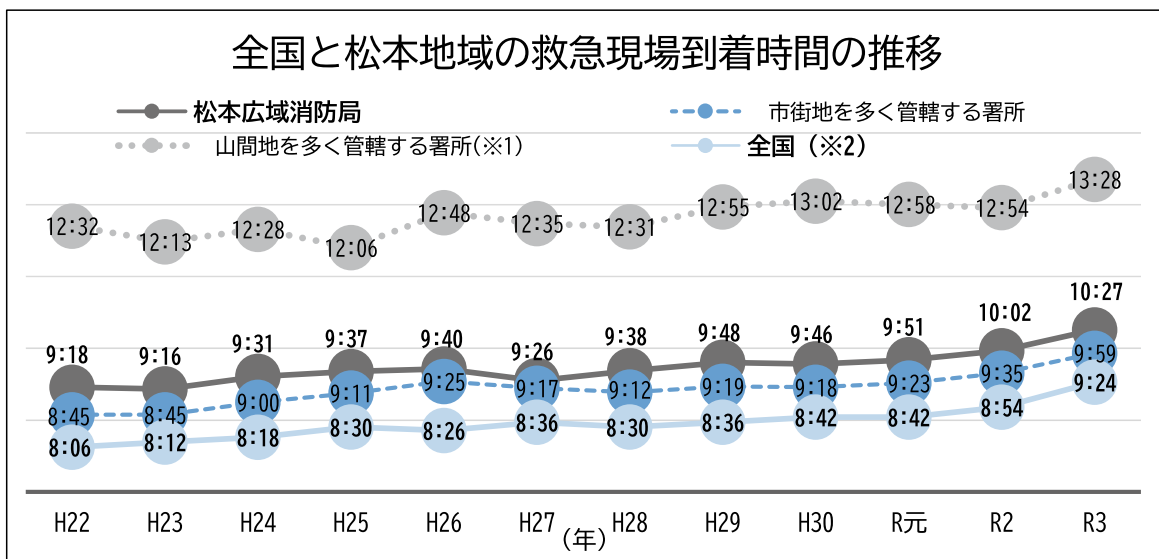
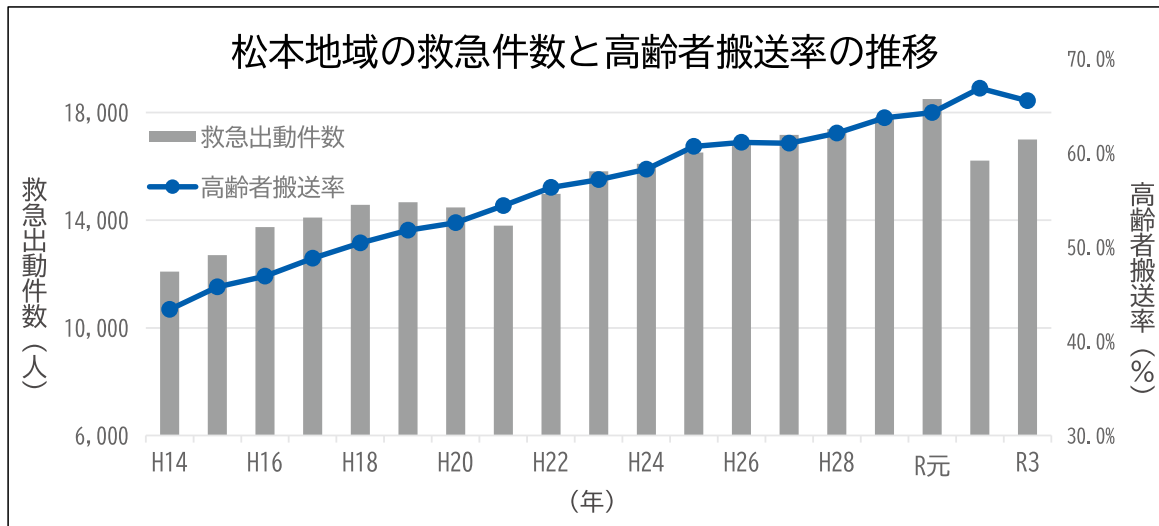
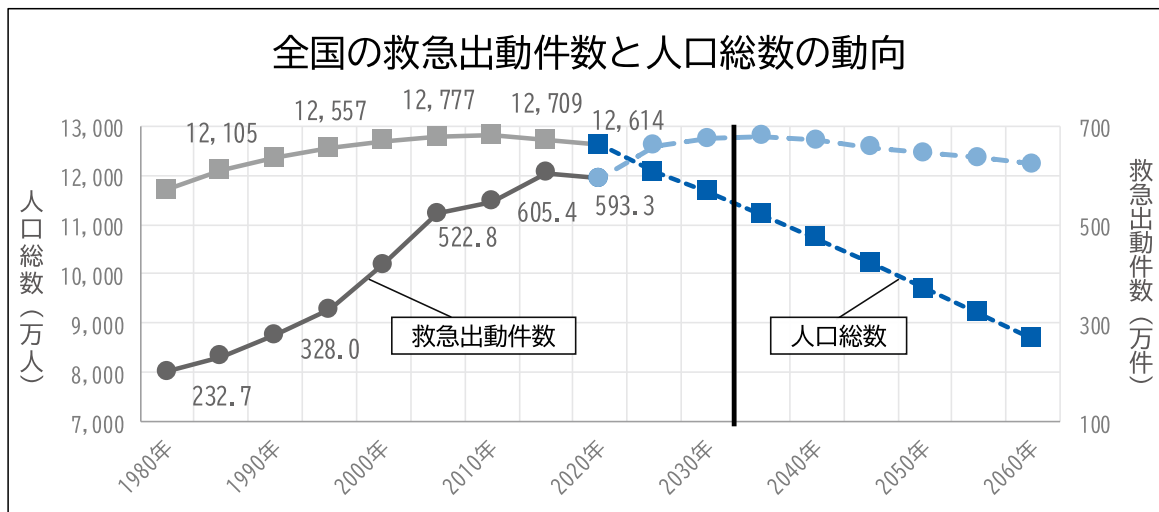
(2) 現状と課題

広域消防発足30年を迎えた今、人口減少・少子高齢化の進展に伴う消防需要の変化、複雑多様化する災害や新型コロナウイルス感染拡大に代表される予測困難な事象の発生、高度化・専門化する予防業務、定年延長に伴う職員構成の変化、保有施設の老朽化などへの柔軟で的確な対応が求められています。

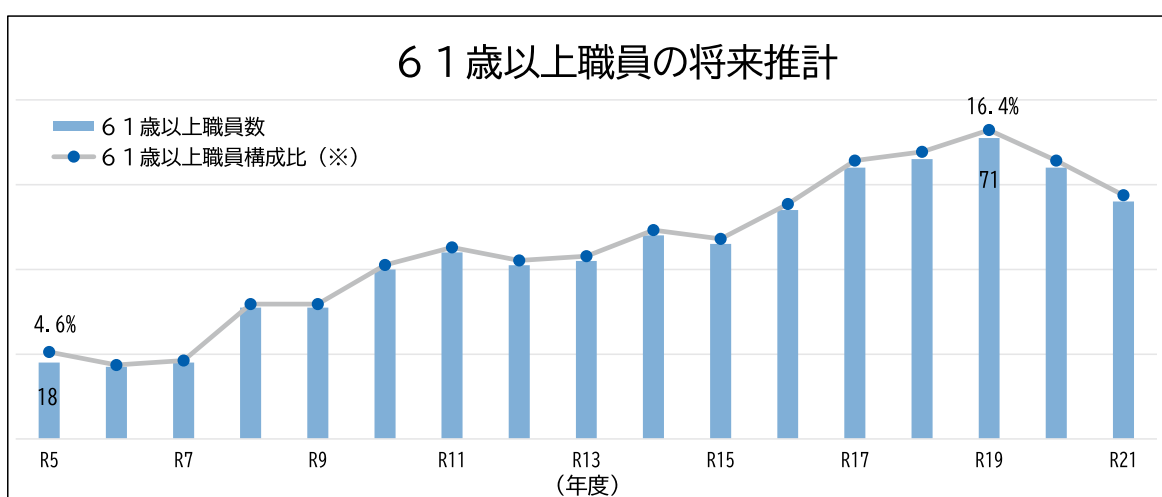
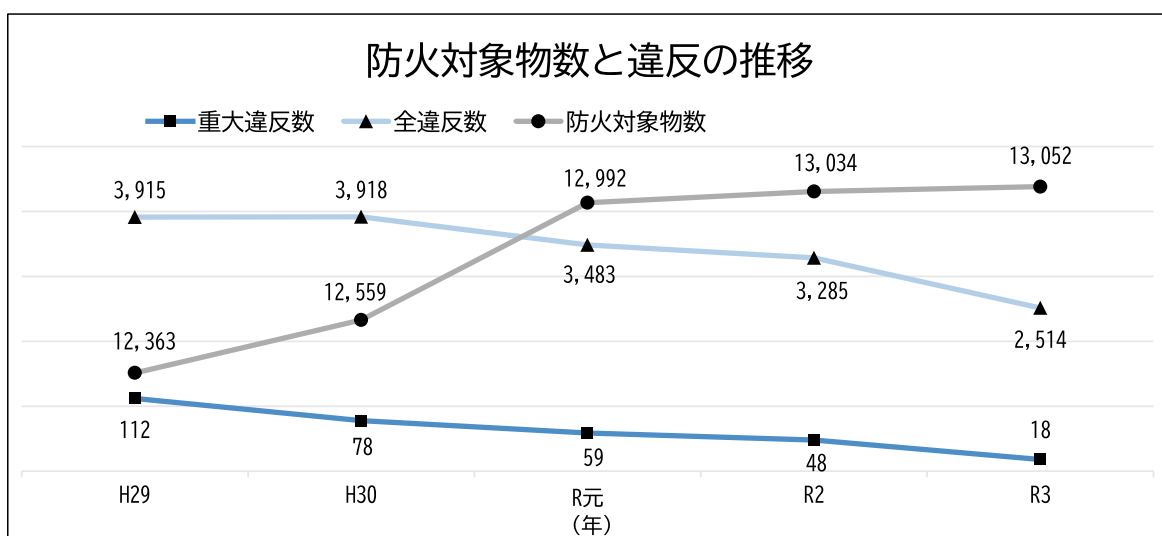
そこで、これら消防の直面する課題に向き合うとともに、中長期的な見通しを含めた分析を行い、住民の安心・安全を守る機関として、将来にわたりの確に定めていく持続可能な体制を確立することを目的とした「第2次常備消防力整備に係る中長期構想具現化計画」を策定しました。

この計画に基づき、大規模災害時の対応力強化、老朽化が進む保有施設のコスト縮減を見据えた長寿命化対策及び保有施設総量の抑制、小型省力・多機能な消防車両の導入と維持管理費用の削減、61歳以上職員の有効活用と現場活動体制確保のための適正な職員配置など、「第2次常備消防力整備に係る中長期構想」に掲げる重点目標の具現化に向けた柔軟な取組を推進していく必要があります。





※1 安曇出張所、麻績消防署、明科消防署、山形消防署
 ※2 救急救助の現況（消防庁）の現場到着時間、東日本大震災の影響によるデータは除いた数値で集計



※ 61歳以上職員構成比 = 61歳以上職員数 / 条例定数433人

建築から40年以上を経過する消防署所（16消防署所中）

区分	構造	規模 (㎡)			建築年月	経過年数
		敷地面積	建築面積	延べ面積		
渚消防署	RC造3F	1,943.47	462.61	909.10	S49.3	50
本郷消防署	RC造2F	1,707.72	635.94	931.41	S50.8	48
山辺出張所	RC造2F	1,068.22	318.02	453.17	S52.3	47
豊科消防署	RC造2F	2,446.81	668.49	1,271.11	S54.1	45
梓川消防署	RC造2F	1,478.96	454.79	536.93	S47.12	51
穂高消防署	RC造2F	1,629.19	442.68	529.93	S47.12	51

※ 経過年数の基準日は、令和6年4月1日としています。



(3) 今後の方針と施策

松本地域を災害から守り、地域住民のより安全で安心した暮らしを実現していくため、「第2次常備消防力整備に係る中長期構想」の主な施策について、地域特性に対応した持続可能な消防体制を目指して、次に掲げる施策を中心に、積極的に取り組んでいきます。

施策

- ・ 社会環境や災害態様の変化に対応した組織づくり
- ・ 消防施設・消防車両等の整備
- ・ 消防体制の強化と消防活動能力の向上
- ・ 火災予防対策の推進
- ・ 消防通信指令システムの整備推進（共同整備・共同運用※）

※ 消防の連携・協力の検討



(1) 経緯

平成12年4月からの介護保険法施行に伴い、関係市町村は、保険者として被保険者の資格管理、認定調査、保険給付、保険料の賦課及び徴収等の事務を担当し、広域連合は、介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を担当することとし、平成11年8月に審査会を設置し、同法施行前の準備期間から審査判定を開始しました。

平成13年10月には、広域連合の認定審査会システムと関係市町村の被保険者システムを連携するため独自開発したネットワークシステムを構築し、運用を開始しました。

令和5年2月には、国の地方公共団体情報システムの標準化や3年に1度の介護保険法改正への迅速な対応を見据え、当広域連合の介護認定審査会システム端末を関係市村に設置するシステム変更を行いました。

また、適正な要介護認定の実施のため、制度改正の際は認定調査員や審査会委員研修会等の開催を増やすなど、円滑な審査会の運営に努めてきました。

(2) 現状と課題

要介護認定の審査件数は、新型コロナウイルス感染拡大防止措置による認定有効期間の延長により、減少に転じた期間がありましたが、新規申請を含め増加傾向に転じています。

さらに、団塊の世代が75歳（後期高齢者）に達する2025年を目前に控え、今後は「高齢者の急増」から「現役世代の急減」へ人口構造の局面が変化するため、審査件数の推移について今まで以上に注視していく必要があります。

これらの状況から、さらなる事務処理の効率化を図るため、国の自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づく、地方公共団体情報システムの標準化¹¹への対応や、国から示された「認定審査会の簡素化¹²」について具体的な検討を行っていく時期にさしかかっていると認識しています。

また、介護保険制度の根幹である「要介護認定」については、適正な審査判定を行うために、認定調査や審査判定の平準化や技術の維持が求められています。

¹¹ 自治体が安定的かつ持続可能な形で、行政サービスを提供していくための行政運営効率化に資する国の施策。地方自治体ごとに異なる業務フローや利用機能・帳票を統一する標準化対象事務の20業務のうち、介護保険に係る認定審査会システムについてもその対象となる。

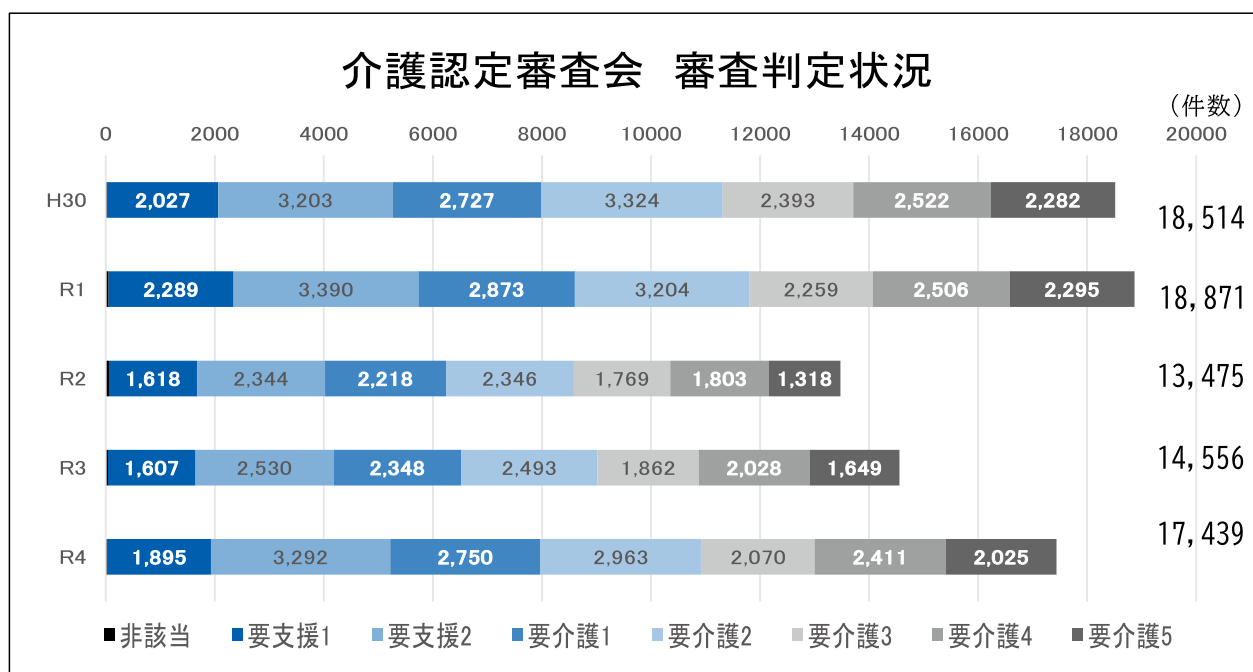
¹² 一定の要件を満たし、長期に渡り要介護状態が安定している方に限り、認定審査会における二次判定手続きを簡略化するもの。



【数字で見る松本地域の介護認定審査状況】

◆介護認定審査会審査判定状況

年度	件数	区 分 (内 訳)							
		非該当	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
			要支援1	要支援2					
H30	18,514	36	2,027	3,203	2,727	3,324	2,393	2,522	2,282
R1	18,871	55	2,289	3,390	2,873	3,204	2,259	2,506	2,295
R2	13,475	59	1,618	2,344	2,218	2,346	1,769	1,803	1,318
R3	14,556	39	1,607	2,530	2,348	2,493	1,862	2,028	1,649
R4	17,439	33	1,895	3,292	2,750	2,963	2,070	2,411	2,025



(3) 今後の方針と施策

今後も持続可能な介護保険制度であり続けるため、国は3年を1期とするサイクルで財政収支を見直し介護保険法の改正を行っています。

「要介護認定」事務についても、引き続き公平、公正かつ適正な審査判定を行うため研修会等を開催していくことはもとより、将来を見据え、国の動向や地域の状況分析を進め、関係市村との連携を図りながら適切な対応をまいります。

施策

- ・公平・公正かつ適正な「要介護認定」の審査判定
- ・将来を見据え、状況分析を踏まえた「要介護認定」事務の対応



(1) 経緯

それまで障がいの種類や年齢によって異なっていた福祉サービスを統一し、障がいのある全ての方が共通の福祉サービスを受け、地域で自立した生活を送ることを目指した障害者自立支援法の一部が、平成18年4月1日に施行されました。

これを受け、関係市町村からの要望により障害程度区分認定審査会を設置し、同法施行日から審査判定事務を開始しました。

平成24年6月には、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正されました。

平成26年4月1日から施行された改正法では、知的障がい者・精神障がい者の特性に応じたコンピュータ判定の抜本的な見直しを行い、認定調査項目や調査方法等の適正化を図るとともに、「難病等」についても障がい福祉サービスの対象となったため、各種研修会等の開催を増やすなど、円滑な認定審査会の運営に努めてきました。

(2) 現状と課題

障害支援区分認定の審査件数は、認定有効期間が36か月のため、平成18年度の制度開始以降、3年目毎に審査件数が増える年度があり、全体としての審査件数は増加していきます。

その申請件数の増減については、計画的運用を図るため、関係市村と具体的な事務調整を行っていく必要があります。

また、障害者支援制度の根幹である「障害支援区分認定」については、適正な審査判定を行うために、認定調査や審査判定の平準化や技術の維持が求められています。

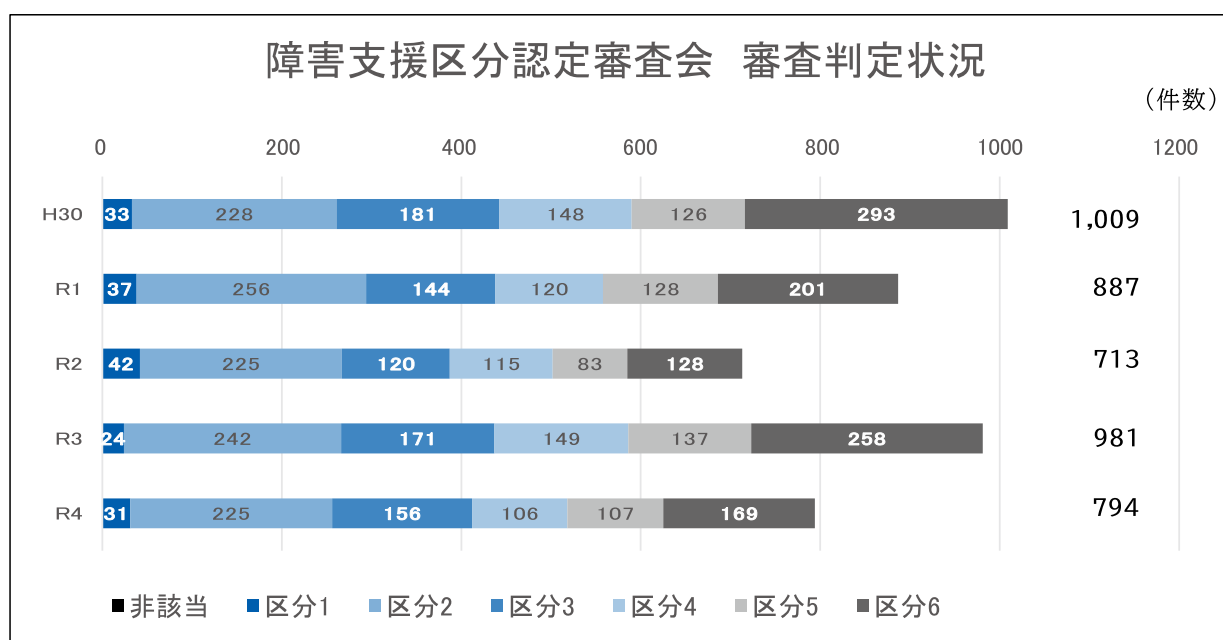
なお、令和4年度には関係市村とのデータ授受のためのシステムを整備しましたが、国の地方公共団体情報システムの標準化の対象事務に該当するため、さらなる事務処理の効率化についても研究していく必要があります。



【数字で見る松本地域の障害支援区分認定審査状況】

◆障害支援区分認定審査会審査判定状況

年度	件数	区 分 (内 訳)						
		非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
H30	1,009	0	33	228	181	148	126	293
R1	887	1	37	256	144	120	128	201
R2	713	0	42	225	120	115	83	128
R3	981	0	24	242	171	149	137	258
R4	794	0	31	225	156	106	107	169

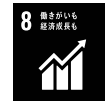


(3) 今後の方針と施策

今後も公平、公正かつ適正な審査判定を行うため研修会等を開催することはもとより、将来を見据え、国の動向や地域の状況分析を進め、関係市村との連携を図りながら適切な対応をまいります。

施策

- ・時代の変化に即した専門的な共同研修の計画的実践



(1) 経緯

限られた財源のなかで、住民本位の効果的な諸施策を実現していくためには、関係市町村の職員の一層の能力開発と資質向上を図ることが不可欠であることから、平成11年2月の広域連合発足を契機に、広域連合と関係市町村とが協力して職員研修を企画し、取り組むこととしました。

広域連合は、関係市町村と実施方法について調整を行い、平成12年度から職員共同研修を、平成13年度から職員派遣研修を実施しています。

(2) 現状と課題

広域連合と関係市村は、多様化する住民ニーズや地方分権の進展による新たな市町村事務など、関係市村を取り巻く行政諸課題に対応するための職員共同研修と関係市村間の職員の相互派遣研修を実施しています。

職員共同研修については、行政諸課題が増加していくなかで、これまで以上に職員の政策立案能力と適切な施策遂行能力が求められていることから、さらに内容を充実させるとともに、テーマを絞った高度で専門的な研修を実施する必要があります。

相互派遣研修については、市町村合併が進んだことにより、その役割や制度の見直しが必要となっています。

(3) 今後の方針と施策

共同研修は、過去の研修実績や関係市村で実施する独自研修の状況を確認し、時代の変化に即した高度で専門的な研修を計画的に実施していきます。

また、派遣研修は関係市村間の人事交流と、視点の異なる幅広い行政感覚の醸成に繋がることから、関係市村が積極的に参加できるよう検討します。

関係市村は、松本地域の一体的な発展のため、広域連合が行う職員共同研修に積極的に協力していくものとします。

施策

- ・ 時代の変化に即した専門的な共同研修の計画的実践
- ・ 視野の広い行政感覚を養う関係市村間の派遣研修の実践



9

調査研究に関すること



(1) 経緯

地方分権の進展、少子高齢化社会の到来、地域住民の価値観の多様化や生活圏の拡大などにより、行政サービスの一層の専門化や高度化が必要なことから、平成11年2月の広域連合発足を契機に、広域的な諸課題について調査研究に取り組むこととしました。

(2) 現状と課題

当面の検討すべき課題として、広域的な地域情報化と観光振興を中心に調査研究を進めてきましたが、今後、地方分権の進展や広域的な諸課題に柔軟に対応する必要があることから、効率的かつ効果的な広域行政の推進について、住民ニーズを把握しながら幅広く調査研究を進めていく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

関係市村及び関係機関との連携を図り、広域連合として処理することが適切な事項については、積極的に対応します。

- ア 地方分権に関すること。
- イ 広域的な地域情報化に関すること。
- ウ 広域的な保健福祉に関すること。
- エ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が定める事項に関すること。

(1) 趣 旨

広域計画は、広域連合が処理する事務について、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域連合議会の議決を経て「広域計画」を策定することとされているものです。

広域計画は、広域連合が広域的な行政需要に適切に対応し、総合的かつ計画的に施策を実施していくことを目的としており、広域連合制度の根幹をなすもので、その内容は社会経済情勢、住民の行政需要、国の政策等に沿ったものとする必要があります。

(2) 計画期間

広域計画の計画期間は、原則として令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とし、その後は、5年間を単位に、計画期間の満了前に見直しを行います。

ただし、広域連合長が必要と認めた場合は、随時、改定を行うものとします。

資料編

1 松本広域連合と関係市村

- (1) 松本広域連合の沿革
- (2) 関係市村の推移
- (3) 松本広域連合組織図

2 松本地域ふるさと基金造成の経緯

3 旧伝染病舎跡地

4 広域消防

5 介護認定審査

6 障害支援区分認定審査

7 職員の共同研修及び派遣研修

8 ふるさと市町村圏計画策定経過

松本広域連合規約

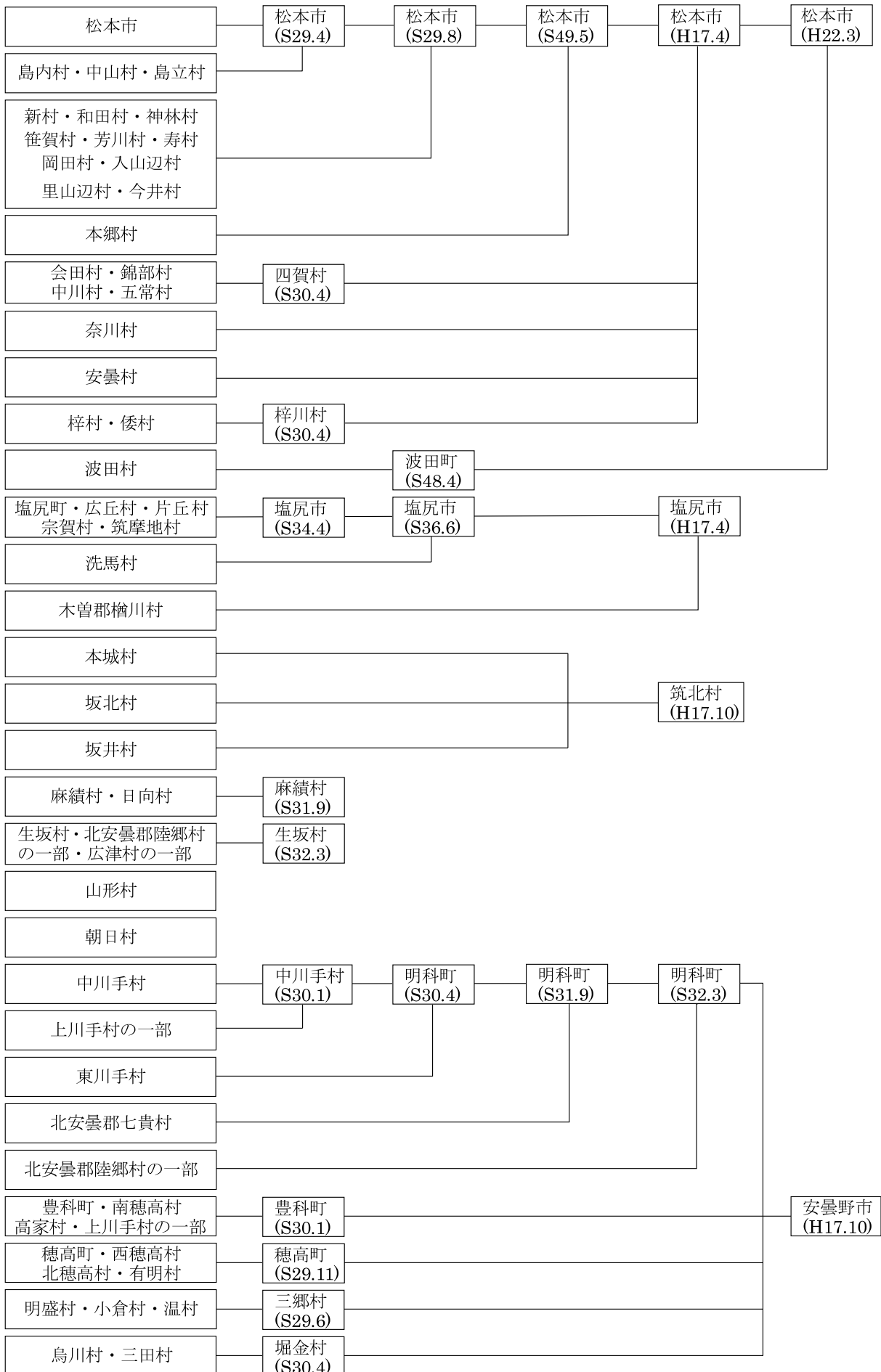
1 松本広域連合と関係市村

(1) 松本広域連合の沿革

昭和46年	7月15日	自治省から「松本地域広域市町村圏」の指定を受ける
	8月31日	松塩筑南安広域市町村圏協議会設置（事務局：松本市）
昭和47年	3月	松本地域広域市町村圏計画策定
	4月1日	松塩筑南安病院組合設置 南安曇郡消防組合設置
	8月10日	東筑摩郡施設組合設置
昭和48年	4月1日	松塩筑南安精神薄弱者福祉施設組合設置
	9月10日	東筑摩郡施設組合が松塩筑南安施設組合に名称変更
昭和52年	3月	松本地域広域市町村圏計画第1次改定計画策定
	9月30日	松塩筑南安広域市町村圏協議会廃止
	10月1日	松塩筑南安病院組合、松塩筑南安精神薄弱者福祉施設組合を統合し、新たに「松塩筑南安広域行政事務組合」を設置
昭和53年	4月5日	「広域行政通信」創刊号発行
昭和54年	8月1日	松塩筑南安施設組合（松本社会文化会館）を松塩筑南安広域行政事務組合に統合
昭和55年	2月28日	精神薄弱者更生施設「今井学園」体育館兼指導訓練棟新築
	3月	松本地域新広域市町村圏計画策定
昭和61年	5月	松本地域新広域市町村圏計画第1次改定計画策定
昭和63年	4月1日	松塩筑南安広域行政事務組合の名称を「松本地域広域行政事務組合」に変更
平成元年	6月30日	国の「ふるさと市町村圏」に選定される
平成2年	3月	第1次松本地域ふるさと市町村圏計画策定
	4月1日	松本市企画課から事務局を分離し、専任事務局体制をスタート 併せて事務局に「広域消防推進プロジェクトチーム」を設置
	11月26日	広域シンボルマークの制定
平成3年	6月6日	組合議会において広域消防計画を承認
平成4年	4月1日	自治省消防庁から政令指定の内示を受け、平成5年4月1日の広域消防業務開始に向けて「広域消防準備室」を設置
平成5年	3月8日	麻績消防署、明科消防署、山形消防署、梓川消防署安曇出張所及び無線中継基地局合同竣工式
	4月1日	松本広域消防局発足（非常備12町村を含め、松本地域2市4町13村を一体化した広域常備消防体制の整備）
	7月17日	信州博覧会に松本広域館を出展（～9月26日）
平成6年	5月23日	救急救命士搭乗による高規格救急車の運用開始
平成7年	2月	第2次松本地域ふるさと市町村圏計画策定
	11月	第2次松本地域広域消防計画策定
	12月26日	阪神・淡路大震災を教訓に、1月17日を「松本広域圏防災の日」に設定
平成8年	4月1日	松本社会文化会館を松本市へ移管
	10月1日	松本広域消防局消防職員委員会を設置
	10月7日	2時間以内で「松本～新宿」間を結ぶ「特急あずさ」実現期成同盟会設立
	11月15日	ひとり暮らし老人等緊急通報システム受信装置を運用開始

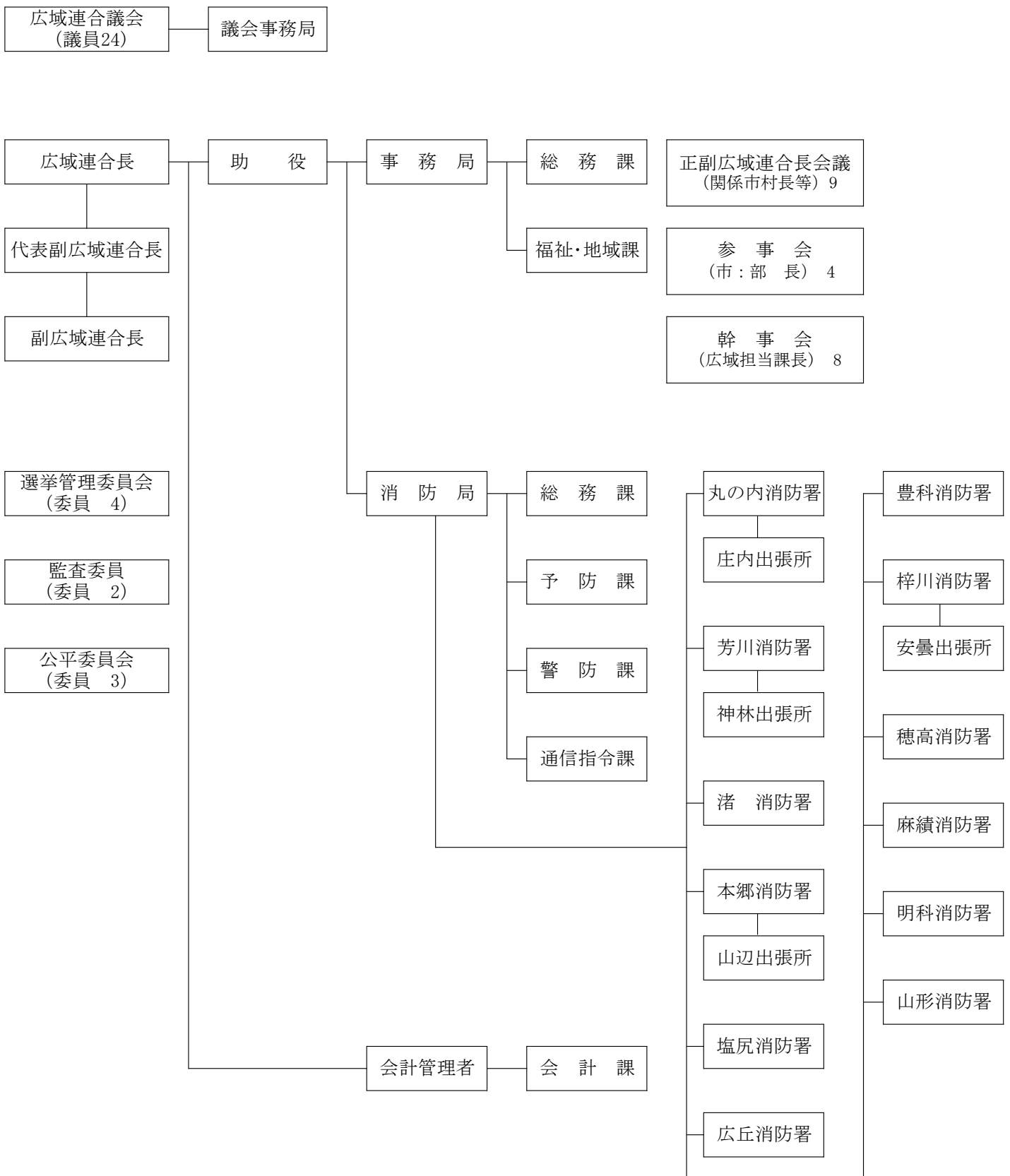
平成 9年	3月19日	松本地域広域連合研究会の設置（事務局：松本市企画課）
	9月 3日	中央東線超高速化実現期成同盟会設立
	11月14日	松本地域広域行政事務組合設立20周年・広域消防発足5周年記念式典開催
平成10年	4月 1日	広域連合準備室を事務局に設置
	12月	精神薄弱者更生施設「今井学園」を、社会福祉法人中信社会福祉協会へ移管
	12月	関係19市町村の12月定例会で、松本地域広域行政事務組合の解散及び松本広域連合設置関連議案の可決
平成11年	1月14日	県知事の松本広域連合設置の許可
	1月31日	松本地域広域行政事務組合解散
	2月 1日	松本広域連合設置
	4月	広域連合移行に伴う権限移譲（火薬類・液化石油ガス関係）
	10月12日	介護認定審査会の設置・運営業務を開始
	11月12日	松本広域連合広域計画策定
	11月12日	第3次松本地域ふるさと市町村圏計画策定
平成12年	4月 1日	特別救助隊の設置
平成16年	2月12日	松本広域連合広域計画の変更
	2月22日	松本広域消防発足10周年記念式典開催
平成17年	4月 1日	松本市に四賀村、奈川村、安曇村及び梓川村が編入合併
		塩尻市に木曾郡檜川村が編入合併
	7月	第4次松本地域ふるさと市町村圏計画策定
	10月 1日	豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町が合併し、安曇野市発足
	10月11日	本城村、坂北村及び坂井村が合併し、筑北村発足
平成18年	3月	松本広域連合規約の変更（障害程度区分認定審査会の設置及び運営関係）
	4月 1日	障害程度区分認定審査会の設置・運営業務を開始
	7月12日	松本広域連合広域計画の変更（障害程度区分認定審査会の設置及び運営関係）
平成19年	3月12日	松本広域連合消防計画の変更
平成20年	1月30日	中央東線超高速化実現期成同盟会の解散
平成21年	2月12日	松本広域連合広域計画の改定
	3月 8日	広域連合発足10周年等記念式典開催
平成22年	3月31日	松本広域連合規約の変更
		松本市に波田町が編入合併
	7月 7日	松本広域連合広域計画の変更
平成24年	2月	常備消防力整備に係る中長期構想（第1次）策定
	4月 1日	松本広域連合規約の変更（旧伝染病舎解体）
	7月 5日	松本広域連合広域計画の変更
	10月 1日	事務所を松本市大手から同波田に移転（松本市役所波田支所）
平成26年	2月14日	松本広域連合広域計画の変更
平成30年	2月	常備消防力整備に係る中長期構想（第2次）策定
	4月 1日	松本広域連合規約の変更（広域的な観光振興に関する事務を追加）
平成31年	2月	松本広域連合広域計画の変更
	2月24日	松本広域連合発足20周年・松本広域消防局発足25周年記念式典開催

(2) 関係市村の推移



(3) 松本広域連合組織図

<令和5年4月1日現在>



2 松本地域ふるさと基金造成の経緯

(単位：千円)

区分	平成元年度 出資額	平成2年度 出資額	H12年度末	H16年度末	H17年度末	H21年度末	R4年度末	
松本市						529,079	526,086	
(波田町)	12,858	12,858	25,716	25,716	25,716	25,716		
[松本市]					503,363	503,363		
(松本市)	225,003	225,009	450,012	450,012	450,012	450,012		
(四賀村)	8,011	8,011	16,022	16,022	16,022	16,022		
(奈川村)	3,691	3,690	7,381	7,381	7,381	7,381		
(安曇村)	4,571	4,571	9,142	9,142	9,142	9,142		
(梓川村)	10,403	10,403	20,806	20,806	20,806	20,806		
塩尻市					141,971	141,971	141,167	
(塩尻市)	67,658	67,658	135,316	135,316	135,316	135,316		
(檜川村)					6,655	6,655		
安曇野市					158,836	158,836	157,937	
(明科町)	10,789	10,788	21,577	21,577	21,577	21,577		
(豊科町)	22,812	22,812	45,624	45,624	45,624	45,624		
(穂高町)	23,068	23,068	46,136	46,136	46,136	46,136		
(三郷村)	14,346	14,345	28,691	28,691	28,691	28,691		
(堀金村)	8,404	8,404	16,808	16,808	16,808	16,808		
東筑摩郡	麻績村	5,644	5,644	11,288	11,288	11,288	11,288	11,224
	生坂村	4,956	4,955	9,911	9,911	9,911	9,911	9,855
	山形村	7,859	7,858	15,717	15,717	15,717	15,717	15,628
	朝日村	6,190	6,190	12,380	12,380	12,380	12,380	12,310
	筑北村					27,473	27,473	27,318
	(本城村)	4,777	4,777	9,554	9,554	9,554	9,554	
	(坂北村)	4,802	4,802	9,604	9,604	9,604	9,604	
	(坂井村)	4,158	4,157	8,315	8,315	8,315	8,315	
(小計)	38,386	38,383	76,769	76,769	76,769	76,769		
市町村出資金合計	450,000	450,000	900,000	900,000	906,655	906,655	901,525	
長野県助成金	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
信州博覧会松本広域館・国宝松本城 400年祭り実行委員会寄付金			8,557	3,000	1,900	1,900	0	
冬季オリンピック等松本地域推進協議会寄付金			113					
合計	500,000	500,000	1,008,670	1,003,000	1,008,555	1,008,555	1,001,525	

※ 平成元年度から平成21年度までの名称は、「松本地域ふるさと市町村圏基金」

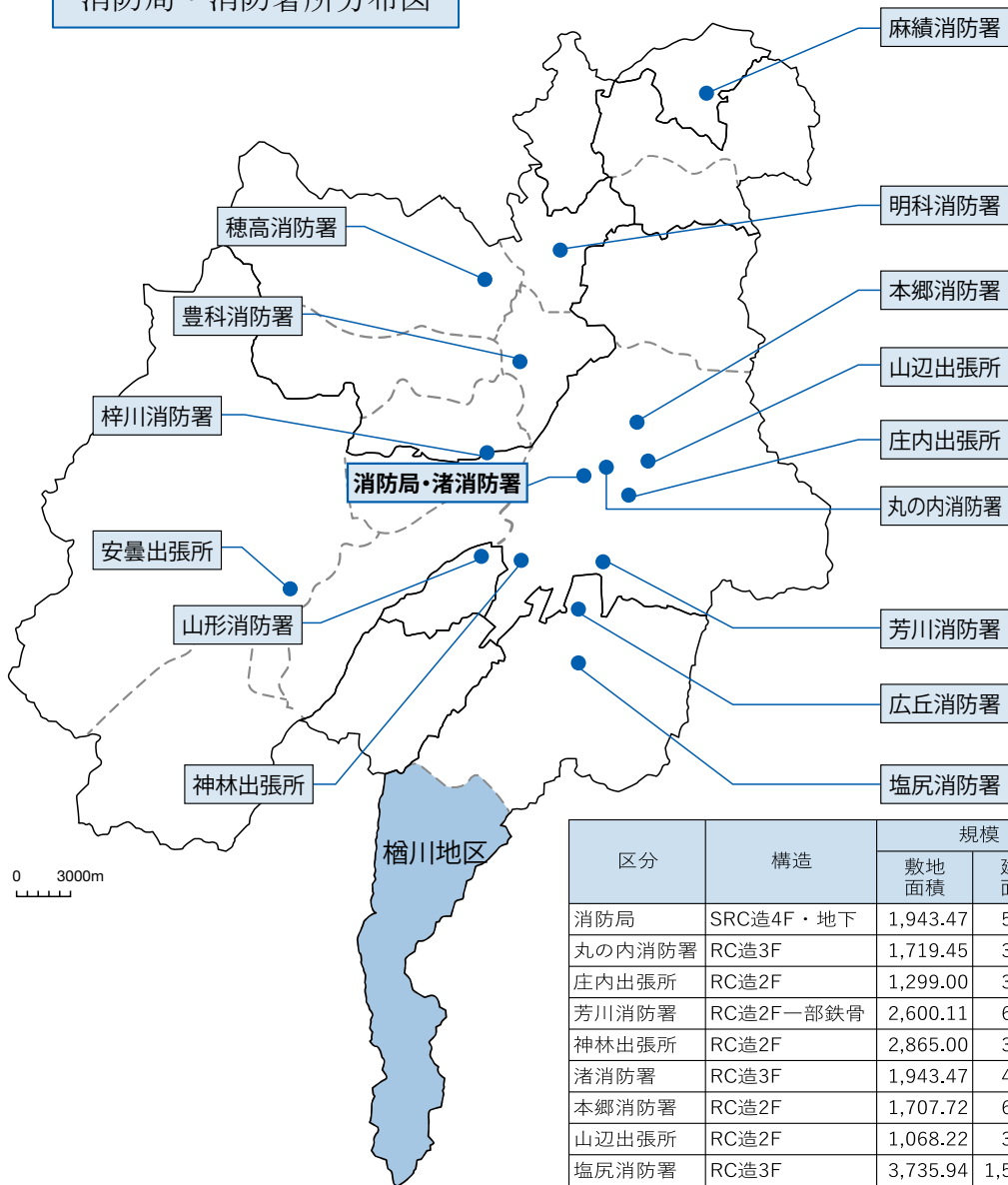
※ 平成22年度以降は、金額に変更があった場合に掲載

3 旧伝染病舎跡地

所在地番 松本市村井町南2丁目1229番地4
 宅地
 地積 3,307.00㎡

4 広域消防

消防局・消防署所分布図



区分	構造	規模 (㎡)			建築年月	経過年数
		敷地面積	建築面積	延べ面積		
消防局	SRC造4F・地下	1,943.47	524.67	2,238.42	H1.7	34
丸の内消防署	RC造3F	1,719.45	385.85	807.54	H4.4	32
庄内出張所	RC造2F	1,299.00	336.92	512.20	H17.3	19
芳川消防署	RC造2F一部鉄骨	2,600.11	608.47	867.15	H18.10	17
神林出張所	RC造2F	2,865.00	376.24	673.34	H3.3	33
渚消防署	RC造3F	1,943.47	462.61	909.10	S49.3	50
本郷消防署	RC造2F	1,707.72	635.94	931.41	S50.8	48
山辺出張所	RC造2F	1,068.22	318.02	453.17	S52.3	47
塩尻消防署	RC造3F	3,735.94	1,521.06	2,161.42	H3.11	32
広丘消防署	LS造平屋	1,379.81	474.80	446.04	S63.3	36
豊科消防署	RC造2F	2,446.81	668.49	1,271.11	S54.1	45
梓川消防署	RC造2F	1,478.96	454.79	536.93	S47.12	51
安曇出張所	RC造2F一部鉄骨	1,213.01	228.63	428.95	H5.2	31
穂高消防署	RC造2F	1,629.19	442.68	529.93	S47.12	51
麻績消防署	RC造2F一部鉄骨	1,371.60	489.09	720.95	H5.2	31
明科消防署	RC造2F一部鉄骨	1,200.03	422.00	649.80	H5.2	31
山形消防署	RC造2F一部鉄骨	1,200.00	424.00	648.87	H5.2	31
平均 (消防局除く)	12消防署	1,867.76	582.48	873.35	-	37.9
	4出張所	1,611.31	314.95	516.92	-	32.5
	全体	1,811.87	516.13	869.78	-	36.4

※ 経過年数の基準日は、令和6年4月1日としています。

※ 消防局と渚消防署は、同一敷地内にあります。

平成17年4月1日に塩尻市に合併した旧木曾郡檜川村の区域の消防事務については、木曾広域消防本部に事務委託しています。

5 介護認定審査

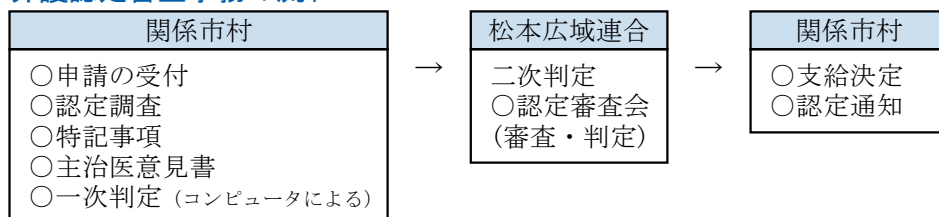
介護保険法の施行(平成12年4月1日)に基づき、当時の関係19市町村により介護認定審査会が共同設置されました。

介護認定審査会では、保健・福祉・医療の各分野の学識経験者を審査会委員として任命し、要介護認定に係る審査・判定業務を行っています。

(1) 介護認定審査会の概要(令和5年度)

ア 名称	松本広域連合介護認定審査会
イ 委員数	95人
ウ 合議体数	19合議体(1合議体5人)
エ 開催回数	毎週9~10回

(2) 介護認定審査事務の流れ



◆介護認定審査会審査判定状況

年度	件数	区 分 (内 訳)							
		非該当	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
			要支援1	要支援2					
H30	18,514	36	2,027	3,203	2,727	3,324	2,393	2,522	2,282
R1	18,871	55	2,289	3,390	2,873	3,204	2,259	2,506	2,295
R2	13,475	59	1,618	2,344	2,218	2,346	1,769	1,803	1,318
R3	14,556	39	1,607	2,530	2,348	2,493	1,862	2,028	1,649
R4	17,439	33	1,895	3,292	2,750	2,963	2,070	2,411	2,025

6 障害支援区分認定審査

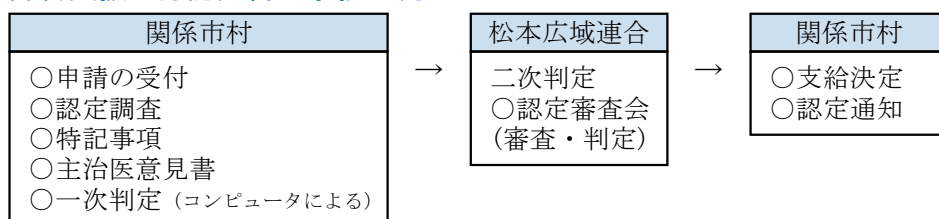
障害者自立支援法の施行(平成18年4月1日)に基づき、当時の関係9市町村により障害程度区分認定審査会が共同設置されました。

平成26年度からは、障害者総合支援法において障害程度区分を障害支援区分に改めたことから、審査会の名称を、障害支援区分認定審査会へ変更しました。

(1) 障害支援区分認定審査会の概要(令和5年度)

ア 名称	松本広域連合障害支援区分認定審査会
イ 委員数	15人
ウ 合議体数	3合議体(1合議体5人)
エ 開催回数	毎月3~4回

(2) 障害支援区分認定審査事務の流れ



◆障害支援区分認定審査会審査判定状況

年度	件数	区 分 (内 訳)						
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
H30	1,009	0	33	228	181	148	126	293
R1	887	1	37	256	144	120	128	201
R2	713	0	42	225	120	115	83	128
R3	981	0	24	242	171	149	137	258
R4	794	0	31	225	156	106	107	169

7 職員の共同研修及び派遣研修

(1) 共同研修の実施状況

年度	回数	参加者(人)	内 容 等
元	2	151	職員研修(タイムマネジメント・サービス向上研修)
2	—	—	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止
3	—	—	同 上
4	2	63	職員研修(ワンペーパー資料作成研修) ※オンライン研修
5	2	10月開催	職員研修(プレゼンテーション研修)

(2) 派遣研修の実施状況

年度	参加市町村等数	参加者数	内 容 等
元	2	2	一般行政
2	2	2	一般行政
3	—	—	参加市村なし
4	2	2	一般行政
5	2	2	一般行政

8 ふるさと市町村圏計画策定経過

	策定年月	計画期間	基本理念	圏域の将来像	施策の大綱
第1次	平成2年3月	平成2年度 ～平成6年度	地球と人類にとって かけがえのない 美しく豊かな自然を 守り育てながら、 人が人にやさしく 豊かさにあふれ、 誰もが 住んでみたいと思う ふるさとづくり	アルプスにいだかれ やさしさと ゆたかさにあふれた 飛躍するふるさと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適で安全な環境と明るく住みよいまちづくり ・ やすらぎと生きがいのあるまちづくり ・ 人と文化を育むまちづくり ・ 魅力ある産業と活力あるまちづくり ・ 効率的な行財政運営と住民サービスの充実したまちづくり
第2次	平成7年2月	平成7年度 ～平成11年度			
第3次	平成11年11月	平成12年度 ～平成16年度	アルプ스에象徴される 美しく豊かな自然を 守り育てながら、 やさしさと 豊かさにあふれ、 ゆとりと希望に満ちて 発展するふるさとづくり	アルプスの風 さわやかに やさしく豊かに 伸びゆくふるさと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適で安全な環境と明るく住みよい地域づくり ・ 健やかでやすらぎのある地域づくり ・ 人と文化を育む地域づくり ・ 活力ある産業と魅力ある地域づくり ・ 住民参加による地方分権時代の地域づくり
第4次	平成17年7月	平成17年度 ～平成21年度			

都道府県知事が圏域を指定し行政機能の分担等を推進してきた国の広域行政圏施策（ふるさと市町村圏施策）は、社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で当初の役割を終えたものとして、平成21年3月31日をもって廃止されたことから、「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」の廃止に伴い、当地域のふるさと市町村圏計画についても新たな計画は策定したいこととし、その役割を終えています。

なお、それ以降は、関係市町村と広域連合は、必要な連絡調整を行いながら、関係市町村の基本計画及び広域計画に沿って事業を進めています。

松本広域連合規約

平成 11 年 1 月 14 日
長野県指令 10 地第 1018 号

(広域連合の名称)

第 1 条 この広域連合は、松本広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第 2 条 広域連合は、松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村（以下「関係市村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第 3 条 広域連合の区域は、関係市村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 松本地域の広域行政の推進に関する事務
- (2) 松本地域ふるさと基金を活用する事業（以下「松本地域ふるさと基金事業」という。）の実施に関する事務
- (3) 広域的な観光振興に関する事務
- (4) 旧伝染病舎跡地の管理に関する事務
- (5) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）
- (6) 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関する事務
- (7) 液化石油ガス設備工事の届出に関する事務
- (8) 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務
- (9) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務
- ~~(10) 広域的なごみ処理の対応に関する事務~~
- (10) 職員の共同研修及び派遣研修に関する事務
- (11) 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務
 - ア 地方分権に関すること。
 - イ 広域的な地域情報化に関すること。
 - ウ 広域的な保健福祉に関すること。
 - エ その他広域にわたる重要な課題で第 11 条に規定する広域連合長が別に定める事項に関すること。

(広域計画の項目)

第 5 条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 284 条第 3 項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 松本地域の広域行政の推進に関すること。
- (2) 松本地域ふるさと基金事業の実施に関すること。
- (3) 広域的な観光振興に関すること。
- (4) 旧伝染病舎跡地の管理に関すること。
- (5) 消防に関すること。（消防団に関すること並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。）
- (6) 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関すること。
- (7) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関すること。
- ~~(8) 広域的なごみ処理の対応に関すること。~~
- (8) 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関すること。
- (9) 次に掲げる事項についての調査研究に関すること。
 - ア 地方分権に関すること。
 - イ 広域的な地域情報化に関すること。
 - ウ 広域的な保健福祉に関すること。

エ その他広域にわたる重要な課題で第 11 条に規定する広域連合長が別に定める事項に関すること。

(10) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(事務所の位置)

第 6 条 広域連合の事務所は、長野県松本市波田 4 4 1 7 番地 1 に置く。

(議会の組織)

第 7 条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、24 人とする。

(議員の選挙の方法)

第 8 条 広域連合議員は、関係市村の議会において、当該議会の議員の中から選挙する。

2 関係市村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 松本市 10 人
- (2) 塩尻市 4 人
- (3) 安曇野市 5 人
- (4) 麻績村 1 人
- (5) 生坂村 1 人
- (6) 山形村 1 人
- (7) 朝日村 1 人
- (8) 筑北村 1 人

3 関係市村の議会における選挙については、法第 118 条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(議員の任期)

第 9 条 広域連合議員の任期は、関係市村の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員の中から議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(執行機関の組織)

第 11 条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長 7 人、助役 1 人及び会計管理者 1 人を置く。

(執行機関の選任の方法)

第 12 条 広域連合長は、関係市村の長のうちから、関係市村の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市村の長をもって充てる。

4 助役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市村の副市長のうちから選任する。

5 会計管理者は、広域連合長が任命する。

6 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、広域連合長及び副広域連合長の属する市村の長としての任期による。

2 助役の任期は、助役の属する市村の副市村長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本条において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

(公平委員会)

第17条 広域連合に公平委員会を置く。

2 公平委員会は、3人の公平委員をもってこれを組織する。

3 公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者の中から、広域連合の議会の同意を得て、広域連合長が選任する。

4 公平委員の任期は、4年とする。

(経費の支弁の方法)

第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) 地方債
- (5) その他

2 前項第1号に規定する関係市村の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表第1及び別表第2の当該欄に掲げるとおりとする。

(補則)

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則**(施行期日)**

1 この規約は、平成11年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 広域連合設立後、広域連合長が選任されるまでの間、解散した松本地域広域行政事務組合の解散時の管理者が、

広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行う。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則**(施行期日)**

1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 変更後の松本広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）別表第1及び別表第2の規定の適用については、平成17年度に限り、次のとおりとする。

- (1) 変更前の松本広域連合規約（以下「変更前の規約」という。）第2条に規定する関係市村をもって算定基礎とする。
- (2) 変更後の規約第2条に規定する塩尻市（以下「新塩尻市」という。）の人口は、変更前の規約第2条に規定する塩尻市（以下「旧塩尻市」という。）の人口と編入前の木曾郡檜川村（以下「旧檜川村」という。）に備考の規定を適用して得た人口とを合算する。
- (3) 変更後の規約第2条に規定する松本市の負担割合は、別表第2に規定する署所設置経費を除き、変更前の規約第2条に規定する松本市、四賀村、奈川村、安曇村及び梓川村に係るものを合算する。
- (4) 新塩尻市の基準財政需要額は、旧塩尻市の基準財政需要額と旧檜川村に備考の規定を適用して得た基準財政需要額とを合算する。

附 則**(施行期日)**

1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 筑北村に係る、この規約による変更後の松本広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）別表第1に規定する人口割の算定基礎は、平成18年度に限り、この規約による変更前の松本広域連合規約（以下「変更前の規約」という。）第2条に規定する本城村、坂北村及び坂井村（以下「本城村等」という。）に係る人口の合算とする。

3 変更後の規約別表第1に規定する平成18年度及び平成19年度の介護認定審査会の設置及び運営に関する事務に係る審査判定実績割の算定基礎は、次のとおりとする。

- (1) 松本市に係る審査判定実績 平成18年度に限り、松本広域連合規約の一部を変更する規約（平成17年長野県指令17地第193号）による変更前の松本広域連合規約（以下「旧規約」という。）第2条に規定する松本市、四賀村、奈川村、安曇村及び梓川村に係る審査判定実績を合算する。
- (2) 塩尻市に係る審査判定実績 平成18年度に限り、旧規約第2条に規定する塩尻市と編入前の木曾郡檜川村に係る審査判定実績を合算する。
- (3) 安曇野市に係る審査判定実績
 - ア 平成18年度は、変更前の規約第2条に規定する明科町、豊科町、穂高町、三郷村及び堀金村（以下「明科町等」という。）に係る審査判定実績を合算する。
 - イ 平成19年度は、平成17年4月1日から同年9月30日までの明科町等に係る審査判定実績と平成17年10月1日から平成18年3月31日までの安曇野市に係る審査判定実績とを合算する。
- (4) 筑北村に係る審査判定実績
 - ア 平成18年度は、本城村等に係る審査判定実績を

合算する。

イ 平成19年度は、平成17年4月1日から同年10月10日までの本城村等に係る審査判定実績と平成17年10月11日から平成18年3月31日までの筑北村に係る審査判定実績とを合算する。

- 4 変更後の規約別表第1に規定する障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関する事務に係る負担割合のうち人口割及び実績割の額は、同表の規定にかかわらず、平成18年度及び平成19年度に限り、総経費の8.5/10に人口割を乗じて得た額とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規約の施行の際現に助役である者は、この規約の施行の日に、この規約による変更後の松本広域連合規約第12条第4項の規程により、助役として選任されたものとみなす。

附 則
(施行期日)

- 1 この規約は、平成22年3月31日から施行する。ただし、第4条の改正規定、第5条の改正規定、第19条を削り、第20条を第19条とする改正規定及び別表第1の改正規定（

1 ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事務の実施に必要な連絡調整に関する事務	を	1 松本地域の広域行政の推進に関する事務
2 ふるさと市町村圏計画において広域連合が行うとされた事業の実施に関する事務		2 松本地域ふるさと基金事業の実施に関する事務

に改める部分に限る。)は、同年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 変更後の松本広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）別表第1に規定する松本市に係る人口割の算定基礎は、平成22年度に限り、変更前の松本広域連合規約（以下「変更前の規約」という。）第2条に規定する松本市及び波田町（以下「旧松本市等」という。）に係る人口の合算とする。
- 3 変更後の規約別表第1に規定する松本市に係る介護認定審査会の設置及び運営に関する事務に係る審査判定実績割の算定基礎は、平成22年度及び平成23年度に限り、次のとおりとする。
- (1) 平成22年度は、旧松本市等に係る審査判定実績を合算する。
- (2) 平成23年度は、平成21年4月1日から平成22年3月30日までの旧松本市等に係る審査判定実績と平成22年3月31日の松本市に係る審査判定実績とを合算する。
- 4 変更後の規約別表第1に規定する松本市に係る障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関する事務に係る審査判定実績割の算定基礎は、平成22年度及び平成23年度に限り、次のとおりとする。
- (1) 平成22年度は、旧松本市等に係る審査判定実績を合算する。
- (2) 平成23年度は、平成21年4月1日から平成22年3月30日までの旧松本市等に係る審査判定実績と平成22年3月31日の松本市に係る審査判定実績とを合算する。
- 5 変更後の規約別表第2に規定する松本市に係る基準財政需要額は、平成22年度に限り、旧松本市等に係る基準財政需要額を合算する。
- 6 変更後の規約別表第2に規定する松本市の高速道路救急業務に係る特別交付税の交付決定額に相当する額は、平成22年度に限り、平成21年度の旧松本市等の高速道路救急業務に係る特別交付税の交付決定額に相当する額を合算した額とする。

附 則
この規約は、平成24年4月1日から施行する。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規約は、平成24年10月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 事務所の移転に必要な準備行為は、この規約の改正前においても行うことができる。

附 則
この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第4条及び第18条関係)

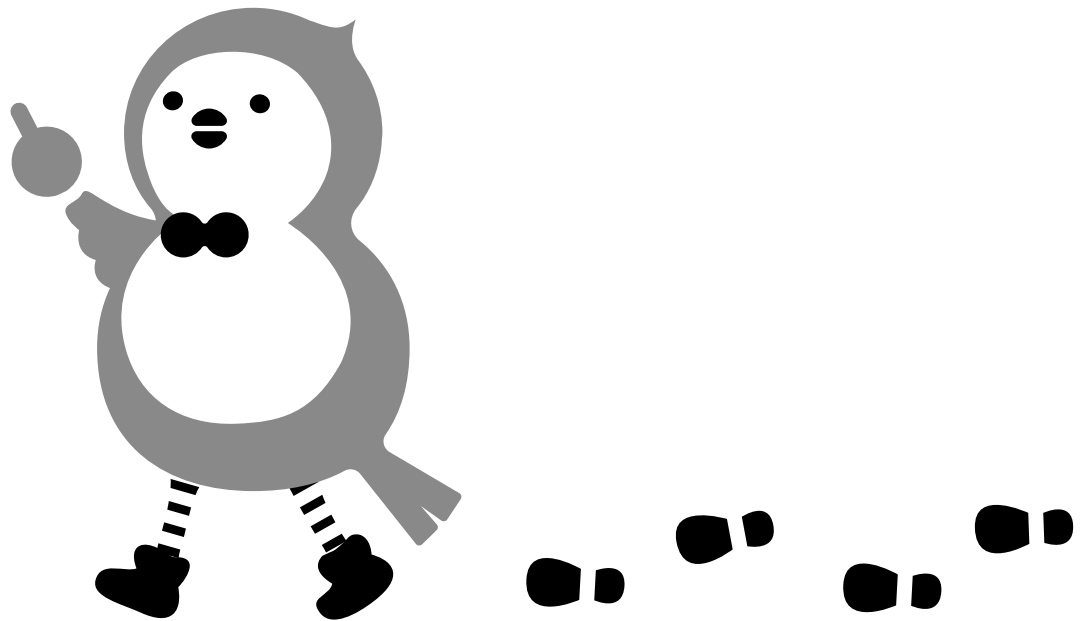
処 理 事 務	経 費	市 村	負 担 割 合	
			均 等 割	人口割及び実績割
1 松本地域の広域行政の推進に関する事務	全体事業費	松本市、 塩尻市 及び 安曇野市	総経費の3/10に1/4を 乗じて得た額	総経費の7/10に人口割 を乗じて得た額
2 松本地域ふるさと基金事業の実施に関する事務				
3 広域的な観光振興に関する事務				
4 旧伝染病舎跡地の管理に関する事務				
4 広域的なごみ処理の対応に関する事務		東筑摩郡の 各村	総経費の3/10に1/4を 乗じた額を5で除して 得た額	
5 職員の共同研修及び派遣研修に関する事務				
6 広域的な調査研究に関する事務				
7 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	全体事業費	関係市村	総経費の1.5/10に1/8 を乗じて得た額	総経費の8.5/10に審査判 定実績割を乗じて得た額
8 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務	全体事業費	関係市村	総経費の1.5/10に1/8 を乗じて得た額	総経費の8.5/10に審査判 定実績割を乗じて得た額

備考 1 「人口割」の算定基礎は、前年10月1日の住民基本台帳に記載されている人口による。
2 「審査判定実績割」の算定基礎は、前々年度審査判定実績による。

別表第2(第4条及び第18条関係)

処 理 事 務	経 費	市 村	負 担 割 合
1 消防に関する事務 (消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。)	共通経費	松本市	総経費の9/10の額に基準財政需要額の割合を乗じて得た額に 総経費の0.6/10の額を加えて得た額
		塩尻市	総経費の9/10の額に基準財政需要額の割合を乗じて得た額に 総経費の0.15/10の額を加えて得た額
		安曇野市	総経費の9/10の額に基準財政需要額の割合を乗じて得た額に 総経費の0.25/10の額を加えて得た額
		東筑摩郡の各村	総経費の9/10の額に基準財政需要額の割合を乗じて得た額
2 火薬類の譲渡譲受及び消費の許可等に関する事務			
3 液化石油ガス設備工事の届出に関する事務		関係市村	高速道路救急業務に係る特別交付税の交付決定額に相当する額

備考 1 「基準財政需要額」は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第10条第3項前段の規定による交付税額の決定に際し用いた、前年度の消防費に係る基準財政需要額とする。
2 「高速道路救急業務に係る特別地方公税の交付決定額」は、特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号)に規定する高速道路等救急業務に係る特別交付税の前年度12月交付決定額とする。



松本広域観光のPRキャラクター「はっち」

<「はっち」(令和3年誕生)のコンセプト>

○松本広域連合8市村をイメージして「8」を基にデザインした。

○分かりやすいナビゲート役として『とりま』(「とりあえず、まあ」の略)から発想するシンプルな鳥をモチーフとした。

松本広域連合広域計画

令和6年3月

発行 松本広域連合
事務局 〒390-1401 長野県松本市波田 4417 番地 1
松本市役所波田支所 4 階
TEL 0263-87-5460
FAX 0263-87-5462
URL <https://www.m-kouiki.or.jp>
E-mail info@m-kouiki.or.jp

松本市 塩尻市 安曇野市 麻績村 生坂村 山形村 朝日村 筑北村



松本広域連合 シンボルマーク

「円」は、松本地域を表し、「m」は、松本の頭文字を手書きで表現し、松本地域の市村が力強く未来に向かって飛躍、発展する様子を象徴しています。